ときがわ町高齢者福祉計画
第９期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】

－案－

令和6年3月

埼玉県　ときがわ町

はじめに

目次

第１章　計画の策定にあたって 1
　第１節　計画策定の趣旨 3
　第２節　介護保険制度の改正等について 4
　第３節　計画の概要 6
第２章　ときがわ町の現状 8
　第１節　人口と世帯の状況 10
　第２節　介護保険被保険者の状況 12
　第３節　介護保険サービスの状況 16
　第４節　アンケート調査からみる現状 19
　第５節　調査結果からみる主な課題 29
第３章　計画の基本的な考え方 33
　第１節　基本理念 35
　第２節　基本的視点・重点事項 36
　第３節　将来推計 39
　第４節　日常生活圏域の設定 43
第４章　高齢者福祉施策の推進 45
　第１節　福祉事業 47
　第２節　施設福祉サービス 51
　第３節　福祉のまちづくり 53
　第４節　保健事業の推進 57
第５章　介護サービスの充実 59
　第１節　介護サービスの現状と今後の見込み 61
　第２節　地域支援事業の現状と今後の見込み 70
第６章　介護保険事業費用の見込み 85
　第１節　サービス別給付費の推計 87
　第２節　第１号被保険者保険料の算定 89
第７章　計画の推進 95
　第１節　計画の推進体制 97
資料編 101

第1章　計画の策定にあたって

第１章　計画の策定にあたって

第1節　計画策定の趣旨

介護保険制度は、平成12年4月に施行されてから23年が経過し、全国でも介護サービスの利用者数はスタート時の3倍を超えるなど、高齢期の暮らしを支える社会保障制度として、必要不可欠な制度となっています。

今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、総人口及び現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

また、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加も見込まれるなど、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定される一方で、現役世代の減少が顕著となり、高齢者福祉・介護保険制度を支える人的基盤の確保が課題となります。

第8期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

今後、高齢化が一層進む中で、地域包括ケアシステムは、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。また、令和22（2040）年を見据えて、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化を進めていく必要があります。

こうしたことから、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、令和22（2040）年を見据え、介護サービスの基盤整備や人材確保のための取り組み等をより推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「ときがわ町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

第2節　介護保険制度の改正等について

1　第9期計画の基本指針

〇次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
〇また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
〇さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期　的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

《見直しの主なポイント》

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実
- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現
- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化
- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

２ 認知症基本法の成立

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、地域で暮らす人たちにとっても、身近なことになりつつあります。

令和元（2019）年6月の「認知症施策推進大綱」では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視した施策が進められてきました。令和5（2023）年6月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以降、認知症基本法）が成立しました。

認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、7つの基本理念による認知症施策が行われます。国と地方公共団体は、この基本理念にのっとった認知症施策を策定・実施する責務を有し、さらに都道府県や市町村ではそれぞれにおいて計画を策定する（努力義務）とされています。

基本的施策は以下のとおりです。

①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】
②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】
⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
⑥【相談体制の整備等】
⑦【研究等の推進等】
⑧【認知症の予防等】
※その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携等

第3節　計画の概要

1　計画の位置づけ

本計画は国や県等の関連計画と整合性を図るとともに、「第二次ときがわ町総合振興計画」及び「ときがわ町地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、その他の町の関連計画等との調和を保ちながら一体的に策定します。

また、埼玉県が策定する「埼玉県高齢者支援計画」「埼玉県地域保健医療計画」「埼玉県ケアラー支援計画」との整合性を確保して策定します。

さらに、認知症基本法では、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。本計画は、認知症施策の総合的な取り組みを踏まえて策定します。

(1)高齢者福祉計画

老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画です。すべての高齢者を対象とした高齢者福祉事業の総合的な計画として、地域性を踏まえるとともに、高齢者に関わる他の計画との調和を保ちながら策定するものです。

(2)介護保険事業計画

介護保険法第117条の規定に基づく計画です。介護保険被保険者が心身の状況に応じて自らの選択により各種サービスを受けることができるよう、今後3年間の必要なサービス量と費用を見込み、それに対応したサービス基盤の整備計画です。

2　計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間とします。

介護保険料の改定、高齢者の意向や社会情勢の変化に対応するため、本計画は3か年ごとに見直し、改定します。

■計画の期間

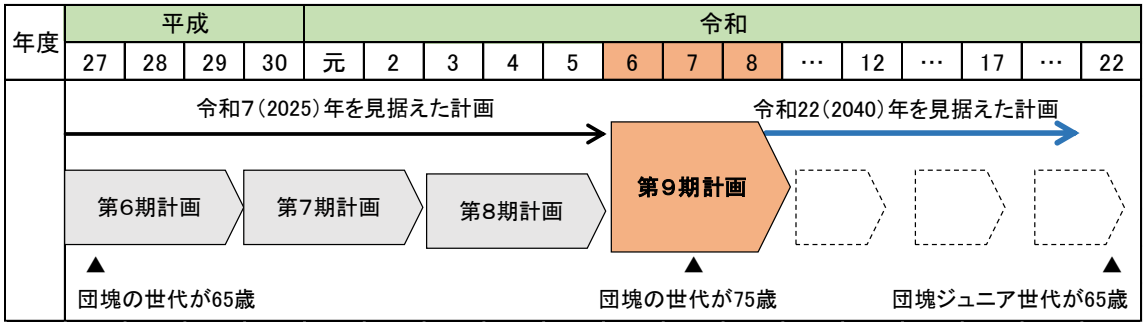

３ 計画策定の体制

（1）策定委員会による審議

本計画の策定にあたって、「ときがわ町第9期介護保険事業計画等策定委員会」を設置し、協議・検討を行いました。

委員の構成については、保健・福祉・医療の関係者並びに町民の代表等の幅広い参画により、それぞれの立場からの意見や要望の集約を図ります。

（2）計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、高齢者やその介護者の実態や課題、意見や要望等を把握するために、一般高齢者（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）及び在宅の要支援・要介護認定者（在宅介護実態調査）を対象としてアンケートを実施し、計画策定の基礎資料としました。

（3）パブリックコメントの実施

本計画に対して、町民から幅広い意見を反映させるために、令和6年2月6日から令和6年3月6日までパブリックコメントを実施しました。

第2章　ときがわ町の現状

第２章　ときがわ町の現状

第1節　人口と世帯の状況

1　人口動態

本町では0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。令和５年の高齢者人口割合（高齢化率）は41.4%となっており、少子高齢化が進んでいる状況です。

高齢者人口を年齢階層別にみると、65歳～74歳の前期高齢者が高齢者全体の過半数を占め、75歳以上の後期高齢者は4割強で推移しています。

■ときがわ町の人口推移

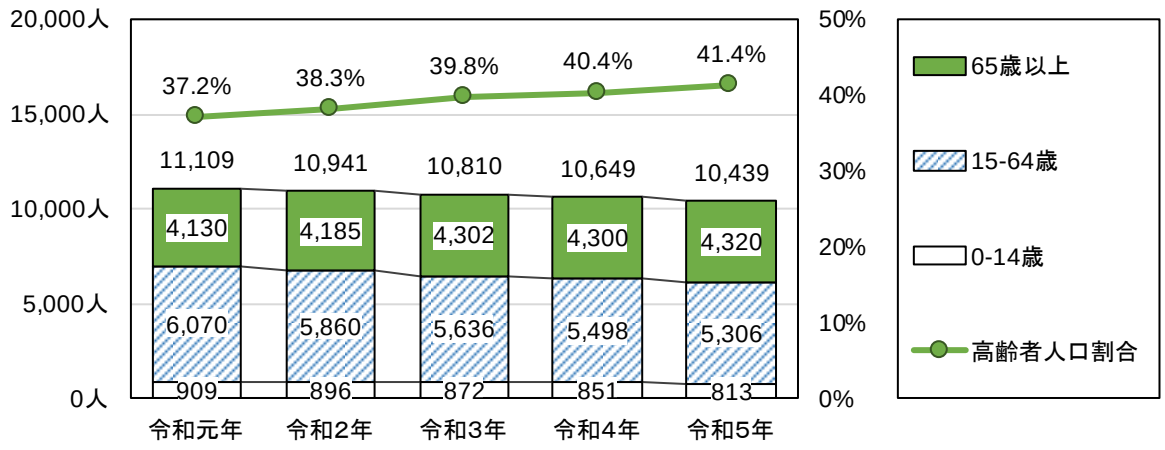

資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）

■年齢区分別の高齢者数の推移

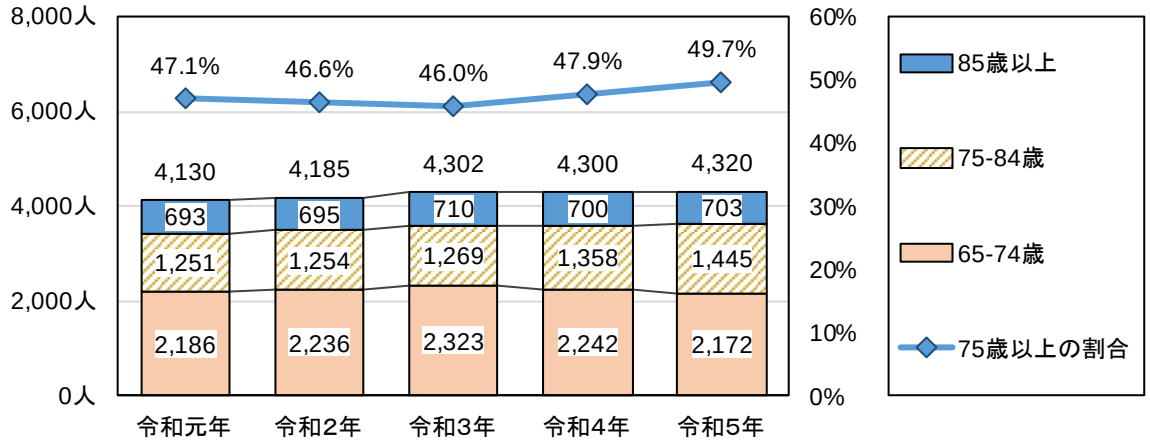

資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）

２ 高齢者のいる世帯の状況

本町における、高齢者を含む世帯は、世帯数、構成比ともに増加しており、令和2年には2,580世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢独居世帯、高齢夫婦世帯いずれについても、世帯数、構成比ともに増加を続けており、令和2年には高齢独居世帯は614世帯、高齢夫婦世帯は668世帯となっています。

国及び県と比較すると、高齢者を含む世帯の割合は61.5%で国及び県の数値を上回っており、本町では高齢者を含む世帯が相対的に多い状況にあると言えます。

■高齢者のいる世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	4,055	4,182	4,271	4,186	4,193
高齢者を含む世帯数	1,745	1,913	2,093	2,384	2,580
高齢独居世帯数	173	236	300	427	614
高齢夫婦世帯数	224	289	363	520	668

■高齢者のいる世帯数の推移

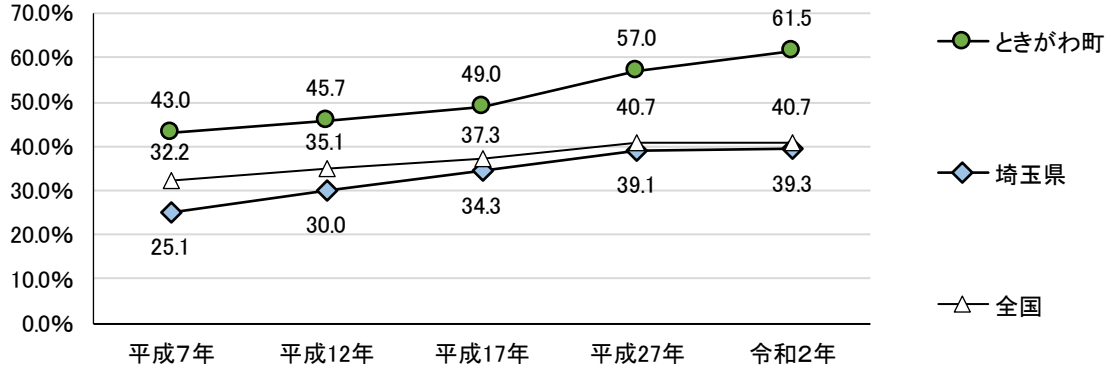

資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年 10 月 1 日現在）

第2節　介護保険被保険者の状況

1　被保険者数の推移

本町の介護保険被保険者数（住民基本台帳ベースの概数）は年々減少しています。

第1号被保険者は年々増加しているものの、第2号被保険者の減少数が第1号被保険者の増加数を上回っている状況です。

■ときがわ町の介護保険被保険者数の推移

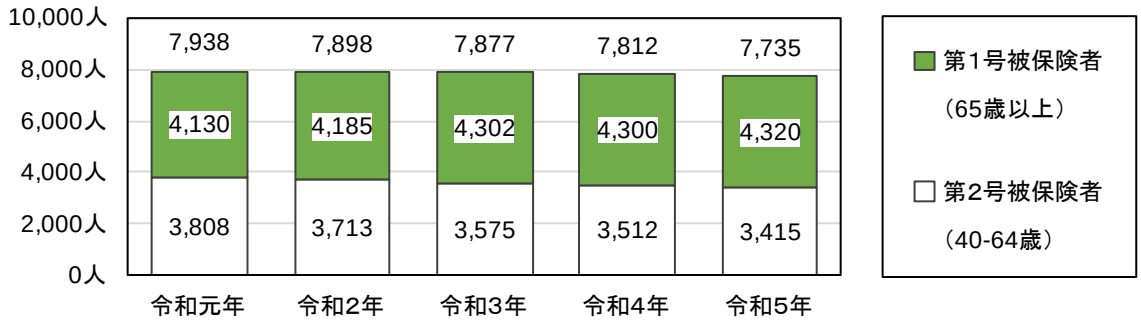

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2　要支援・要介護認定者数の推移

本町の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は近年増加しており、令和5年には699人で、認定率は15.7%となっています。

第2号被保険者の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっています。

■ときがわ町の要支援・要介護認定者数の推移

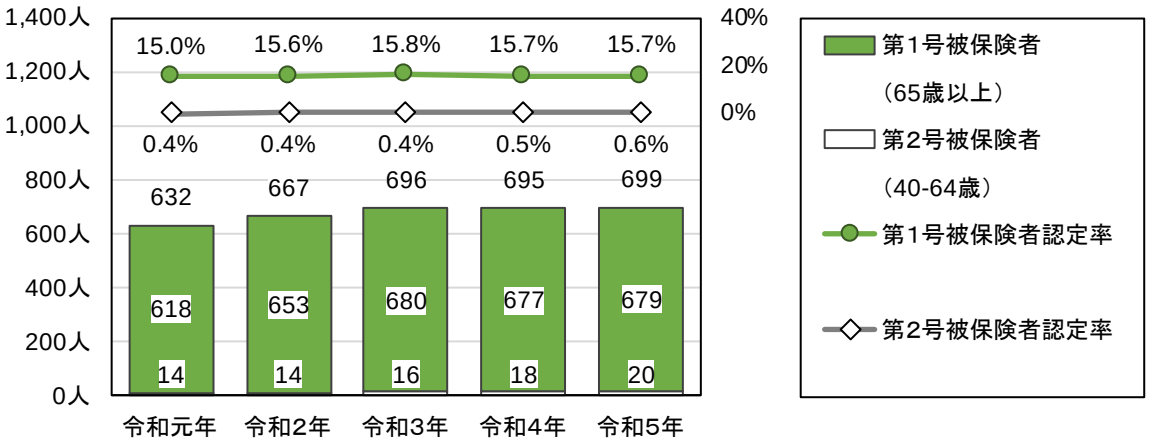

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

要介護度別にみると、令和5年では要介護1が135人で最も多く、次いで要介護2が128人で、合計すると全体の37.6%となっています。

要介護3以上は、令和元年では合計すると273人で全体の43.2%を占めていましたが、年々減少し、令和5年では292人で全体の41.8%となっています。

要支援認定者は、130人程度で推移しており、令和5年では全体の20.6%となっています。

■ときがわ町の要支援・要介護認定者数の推移（要介護度別・構成比）

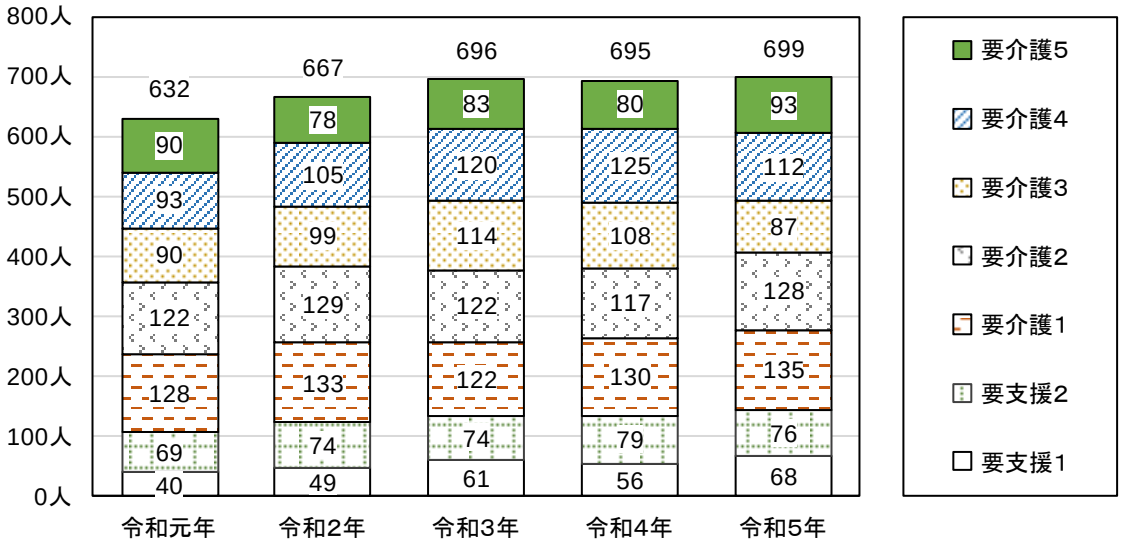

【構成比】

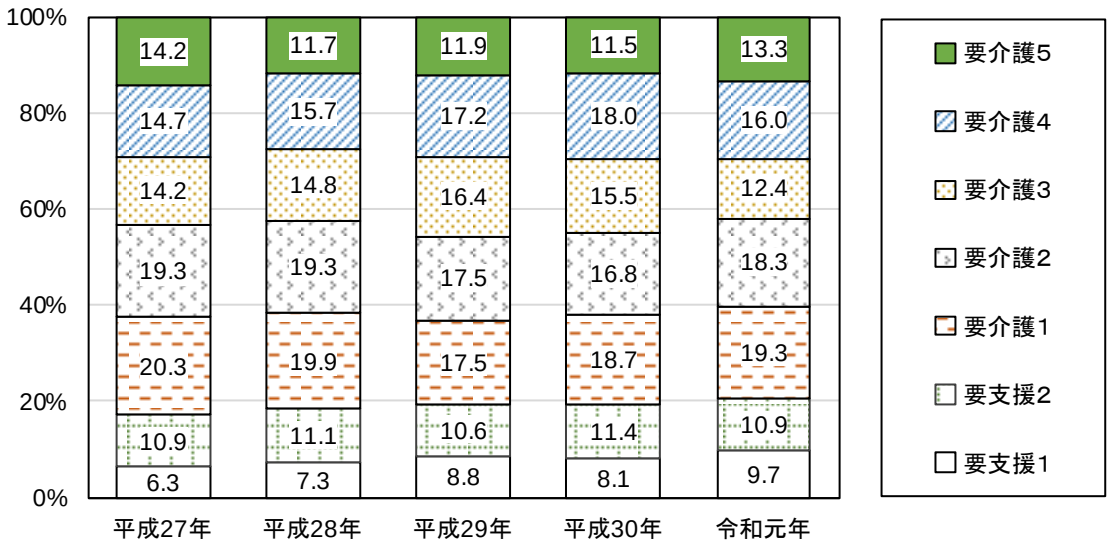

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

３　調整済み認定率の比較

本町の調整済み認定率（性・年齢調整を行い、同じ人口構成と仮定したもの）は16.7%で、全国及び埼玉県より低く、隣接自治体との比較では東秩父村に次いで低い水準です。

調整済み認定率の分布をみると、軽度認定率（要支援1～要介護2）は鳩山町に次いで低い水準ですが、重度認定率（要介護3～5）は嵐山町に次いで高い水準です。

■隣接自治体及び国・県との比較（調整済み認定率）

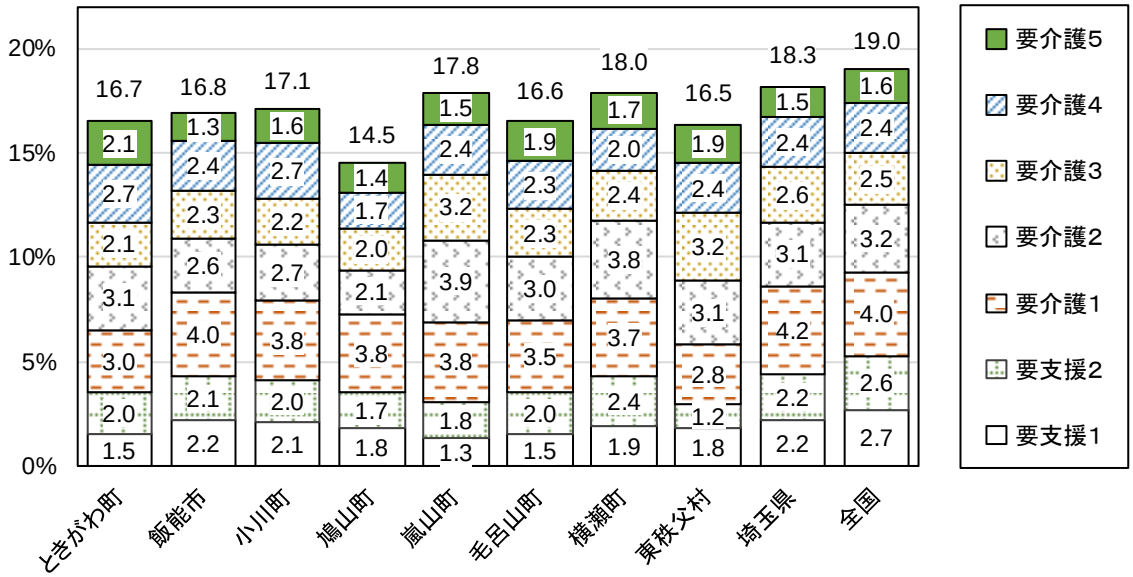

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和4年度）

■隣接自治体及び国・県との比較（調整済み重度認定率と軽度認定率の分布）

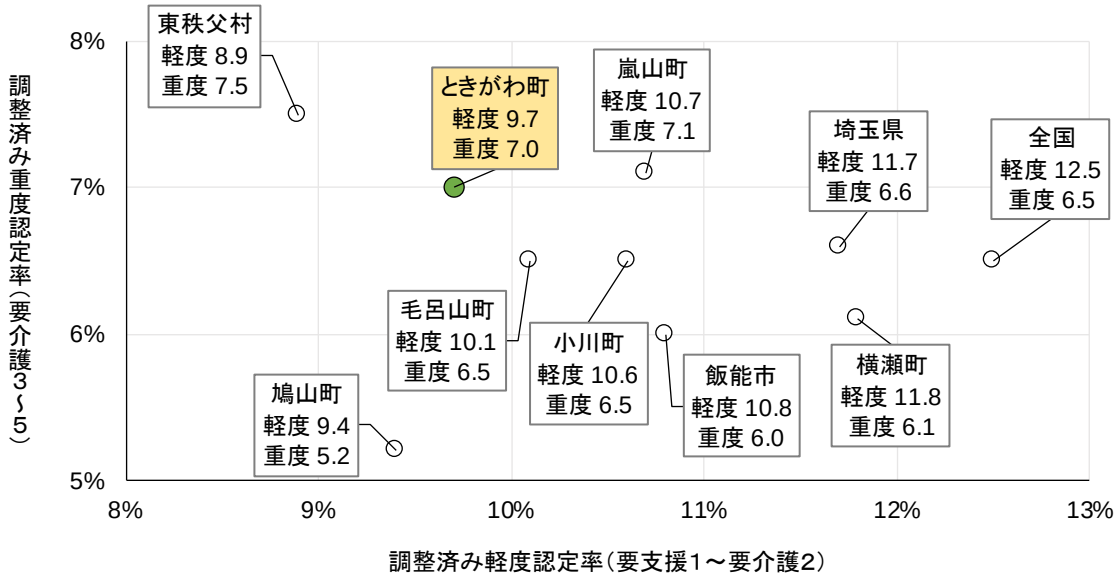

資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和4年度）

４　認知症高齢者の状況

本町の認知症高齢者数（認知症高齢者自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者）は、横ばいで推移しており、令和4年では382人となっています。

また、要支援・要介護認定者対する認知症高齢者の割合は50％を超えて推移しており、令和4年では54.3%となっています。

なお、認知症高齢者自立度Ⅱは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態です。

■ときがわ町の認知症高齢者数の推移

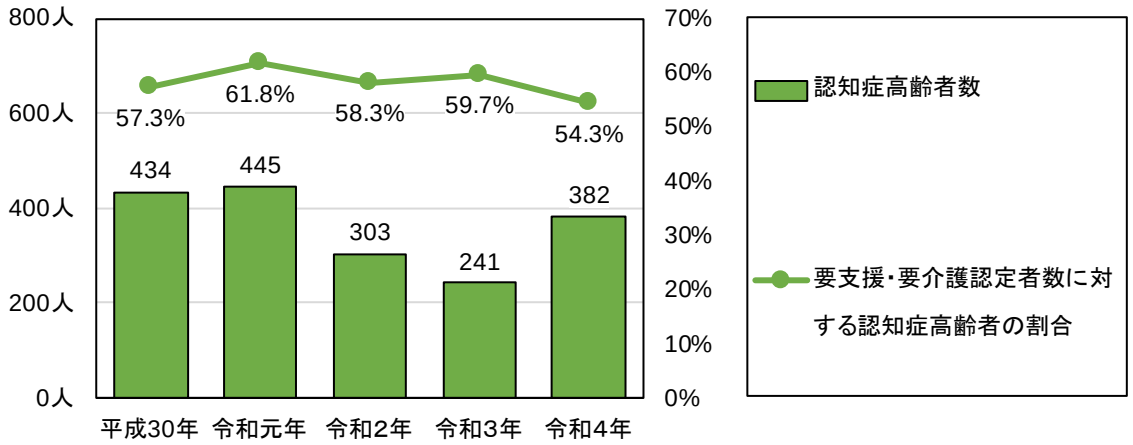

資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年10月末）

第3節　介護保険サービスの状況

1　介護給付費の推移

本町の介護給付費は、年々増加していましたが、令和4年度では減少し、9億8千3百万円となっています。

サービス区分別にみると、居住系サービスは年々増加しており、令和4年度では1億7千8百万円となっています。一方、在宅サービスと施設サービスは令和4年度に減少し、在宅サービスが3億6千万円、施設サービスが4億4千3百万円となっています。

■ときがわ町の介護給付費の推移

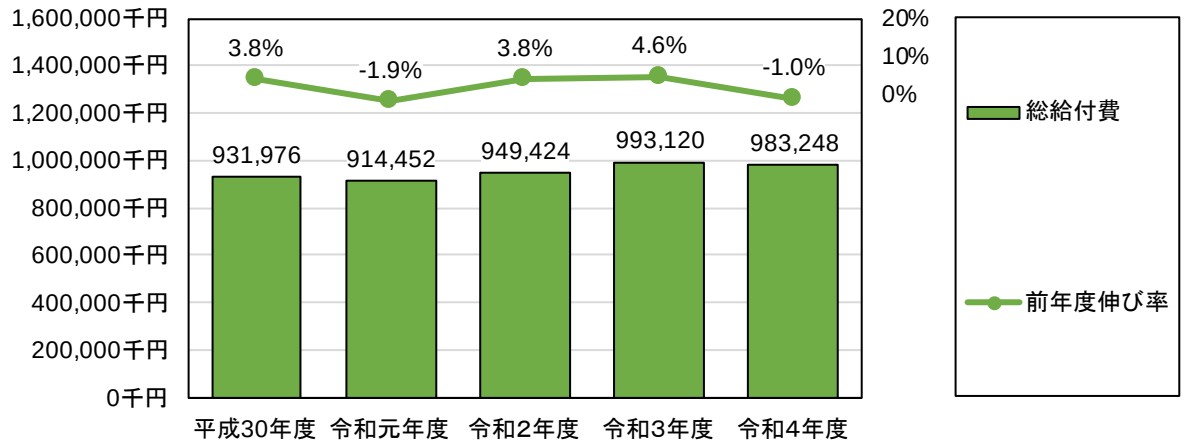

※端数処理の関係で合計があわないことがあります。以降同じ。

資料：地域包括ケア「見える化」システム

■ときがわ町の介護給付費の推移（サービス区分別）

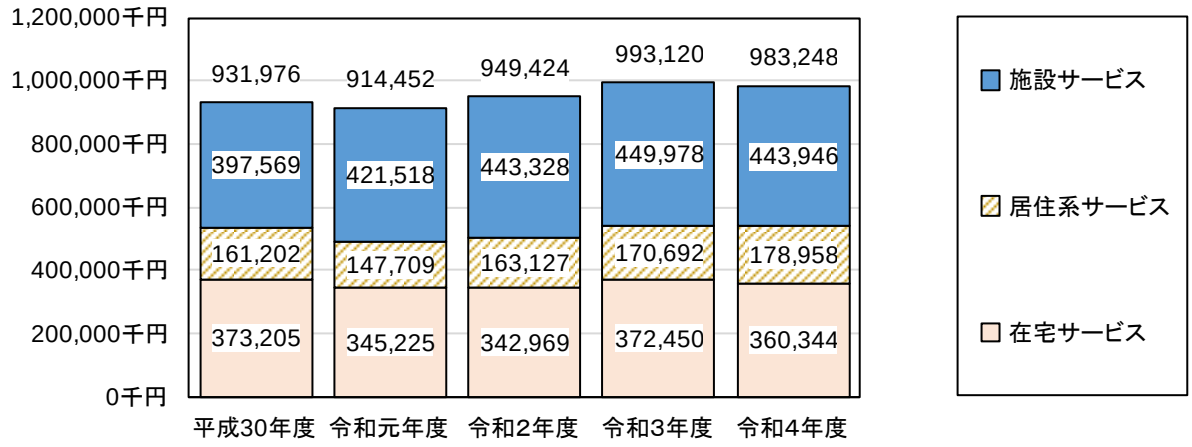

資料：地域包括ケア「見える化」システム

２　受給者数･受給率の推移

(1)施設サービス

施設サービスの受給者数は横ばいで推移しており、令和4年度は1,599人となっています。受給率は全国及び埼玉県より高くなっています。

■受給者数･受給率の推移(施設サービス)

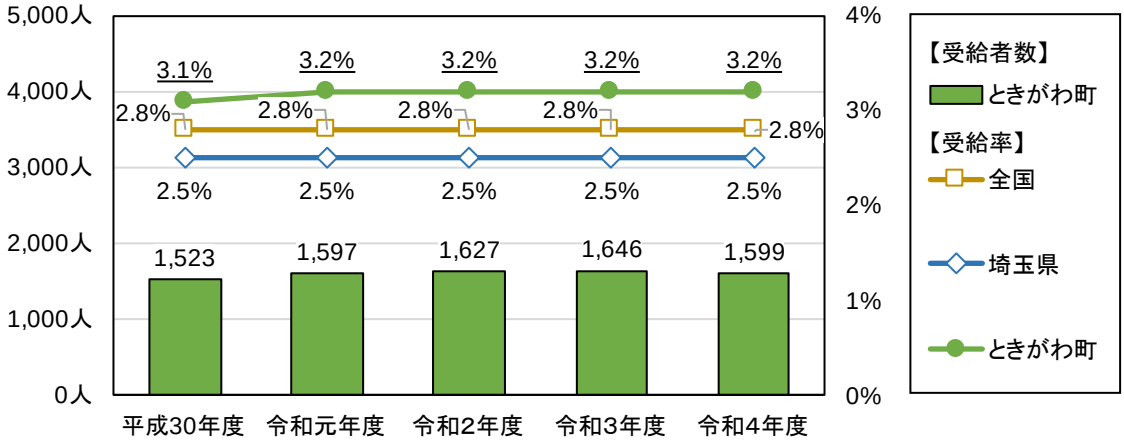

資料:地域包括ケア「見える化」システム

(2)居住系サービス

居住系サービスの受給者数は年々増加しており、令和4年度は850人となっています。受給率は全国及び埼玉県より高い水準で推移しています。

なお、居住系サービスは、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスのことです。

■受給者数･受給率の推移(居住系サービス)

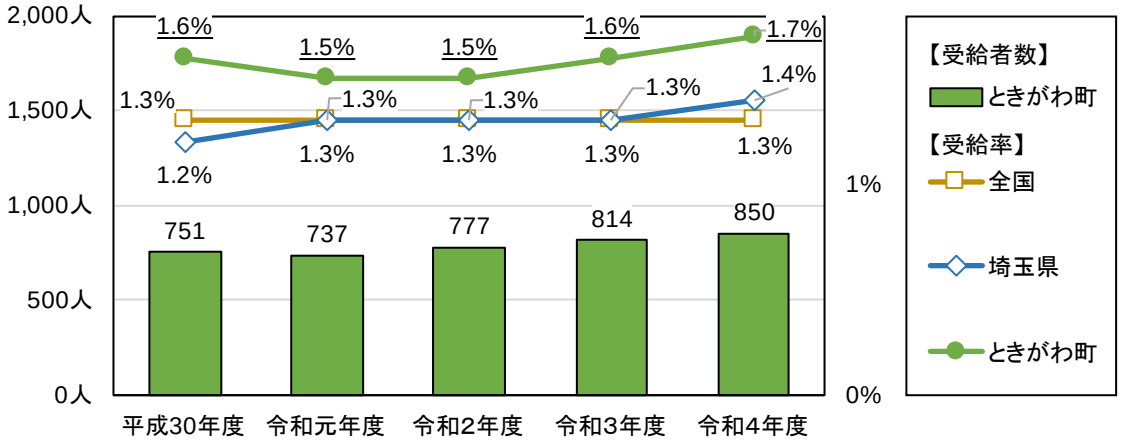

資料:地域包括ケア「見える化」システム

(3)在宅サービス

在宅サービスの受給者数は横ばいで推移しており、令和4年度は3,312人となっています。受給率は全国及び埼玉県より低い水準で推移しています。

■受給者数・受給率の推移（在宅サービス）

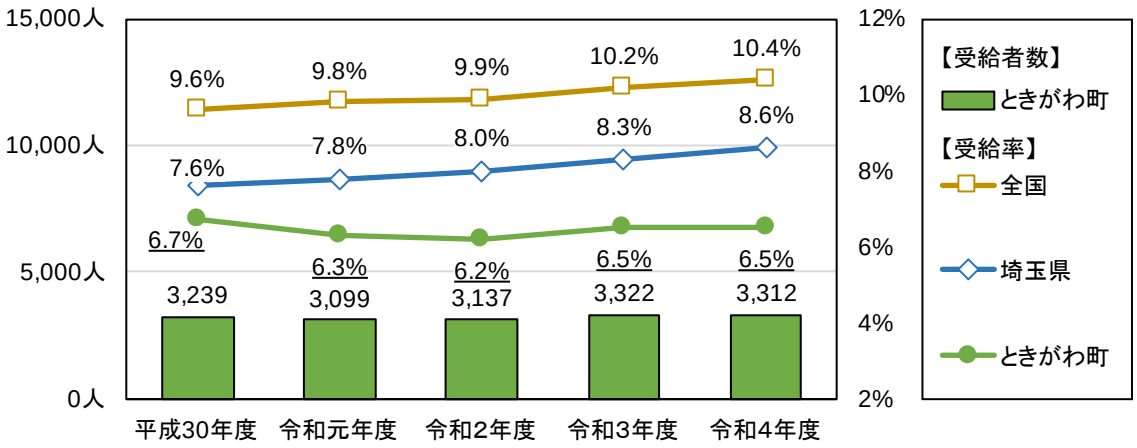

資料：地域包括ケア「見える化」システム

第4節　アンケート調査からみる現状

1　調査概要

本調査は、本町の高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用するために実施しました。

■調査対象・実施方法・実施時期

区分	調査対象	調査方法	実施時期
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者）	ときがわ町内に在住する 65 歳以上の方で、要介護1～5の認定をされていない方	郵送による配布・回収	令和5年3月
在宅介護実態調査（認定者）	ときがわ町内に在住する 65 歳以上の方で、在宅で要支援または要介護の認定をされている方　※新規申請者を除く	認定調査員による聞き取り調査	令和4年5月 ～ 令和5年4月

■配布・回収状況

区分	配布数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者）	550 件	396 件	72.0%
在宅介護実態調査（要介護認定者）	233 件	233 件	100.0%

※調査結果について

○【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

○回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。

○回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。

○複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は 100.0%を超えることがあります。

○説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

２ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

(1)生活機能の低下リスクについて

厚生労働省の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に基づき、判定された生活機能の低下リスクの該当状況をみると、全体では「認知機能」が 49.5%で最も多くなっています。以下、「うつ傾向」が 43.3%、「転倒」が 34.4%、「閉じこもり」が 18.9%、「運動器機能」が 15.2%となっています。第８期調査時に比べ、すべてのリスク該当者が増加しています。

「転倒」、「閉じこもり」、「運動器機能」では、年齢階層が高いほどリスク該当者割合が高くなる傾向がみられます。

また、「うつ傾向」では若い年齢階層においてもリスク該当者割合が高くなっています。

■生活機能の低下リスク該当者割合

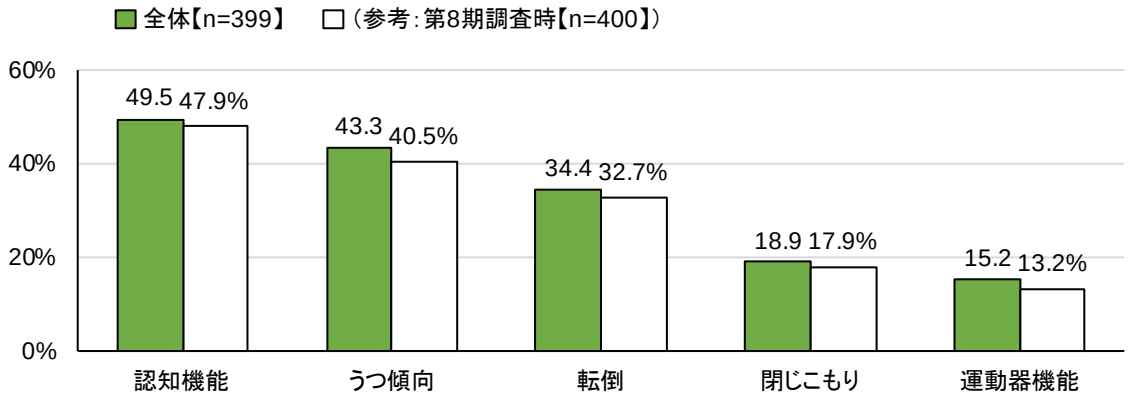

※無回答による判定不能は分析対象外

	認知機能	うつ傾向	転倒	閉じこもり	運動器機能
全体【n=399】	49.5%	43.3%	34.4%	18.9%	15.2%
65-69歳【n=134】	44.7%	43.8%	27.1%	14.6%	9.9%
70-74歳【n=109】	51.4%	46.7%	30.8%	12.4%	6.5%
75-79歳【n=75】	38.9%	40.6%	41.1%	26.0%	20.5%
80-84歳【n=52】	68.1%	43.2%	44.9%	24.5%	30.0%
85歳以上【n=27】	57.7%	33.3%	44.4%	37.0%	32.0%

(2)地域での活動について

会・グループ等への参加状況(参加している)は、「⑧収入のある仕事」が 34.1%で最も多くなっています。以下、「⑦町内会・自治会」が 22.9%、「③趣味関係のグループ」が 18.6%などとなっています。

地域づくりの参加意向(是非参加したい＋参加してもよい)は、参加者としては 48.1%、企画・運営者(世話役)としては 26.3%となっています。

■会・グループ等への参加状況

Q. 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか(1つ)

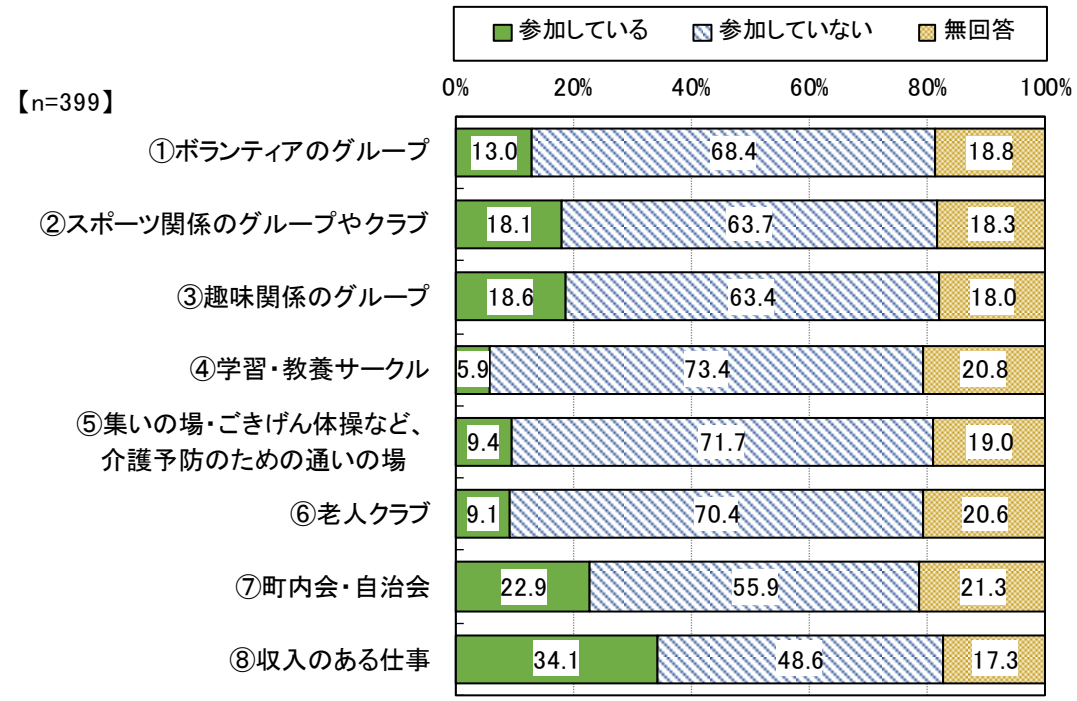

■地域づくりへの参加意向

Q. 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか(1つ)

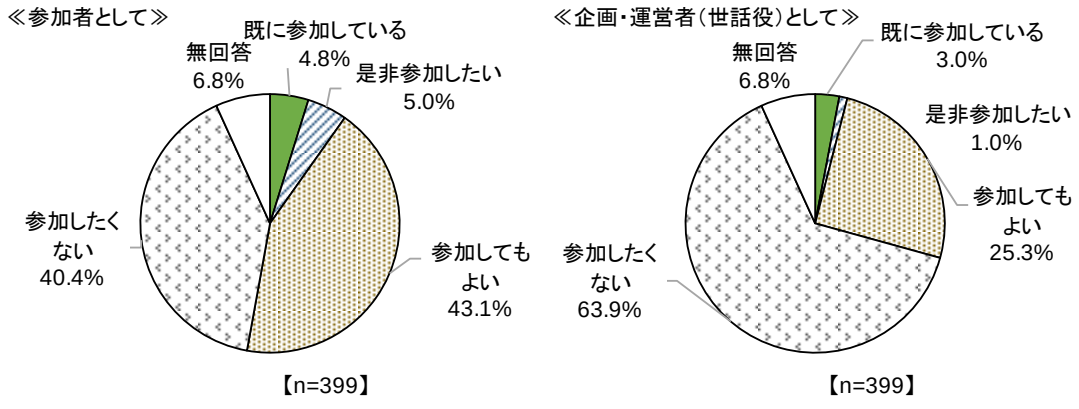

（3）助け合いについて

心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が 59.1%で最も多く、以下、「友人」が 44.1%、「別居の子ども」が 34.1%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 33.8%、「同居の子ども」が 23.6%などとなっています。

また、病気の際の看病や世話をしてくれる人も、「配偶者」が 61.2%で最も多く、以下、「別居の子ども」が 32.6%、「同居の子ども」が 29.8%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が 16.8%、「友人」が 5.5%などとなっています。

家族や友人・知人以外の相談相手は、「医師・歯科医師・看護師」が 35.1%で最も多く、以下、「地域包括支援センター・役場」が 17.3%、「社会福祉協議会・民生委員」が 16.3%、「ケアマネジャー」が 5.8%などとなっています。一方で、35.1%は「そのような人はいない」と回答しています。

■まわりの人のたすけあい

Q. あなたとまわりの人の「たすけあい」についておうかがいします（いくつでも）

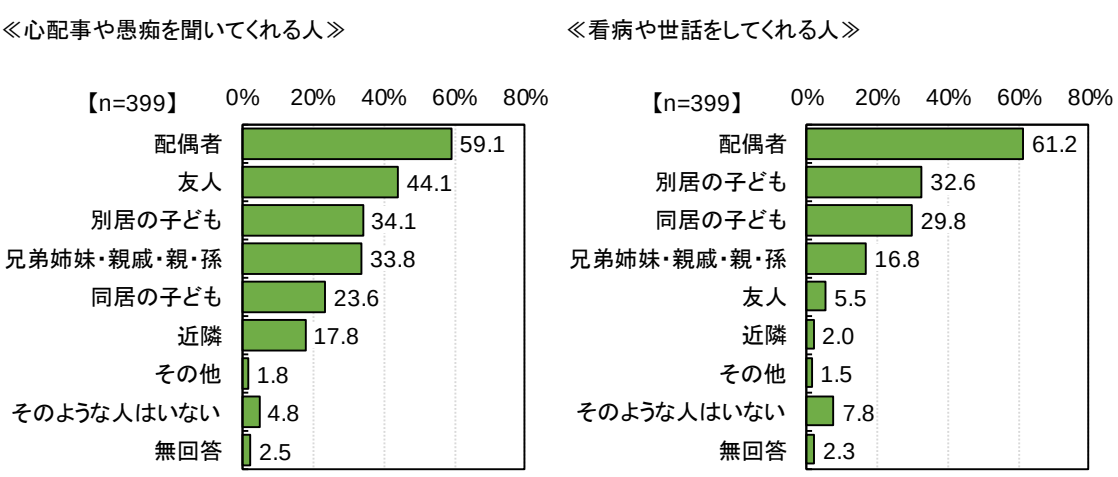

■家族や友人・知人以外の相談相手

Q. 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください（いくつでも）

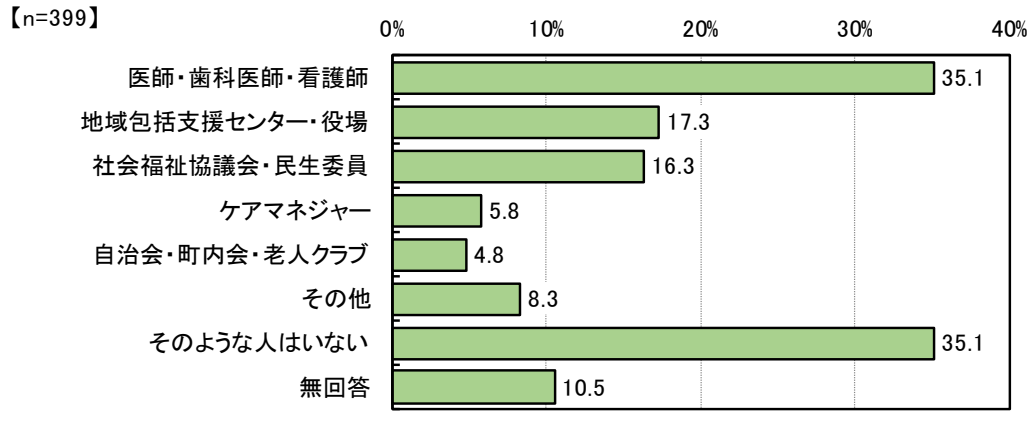

(4)健康状態・幸福度について

健康状態は、「とてもよい」が 7.5%、「まあよい」が 67.7%で、合わせると 75.2%となっています。

幸福度は、「8点」が 20.8%で最も多くなっています。中間点である「5点」以上が 86.4%を占めており、平均点は 7.03 点となっています。

幸福度別に主観的健康観をみると、主観的健康観が高いほど幸福度も高くなっています。

■現在の健康状態

Q. 現在のあなたの健康状態はいかがですか(1つ)

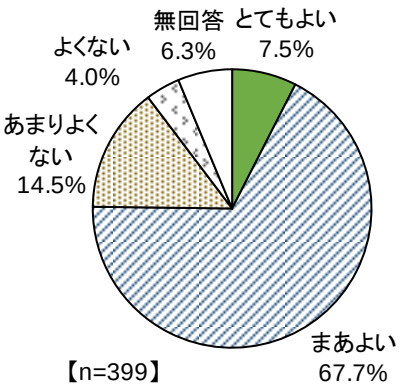

■現在の幸福度

Q. あなたは、現在どの程度幸せですか(数量)

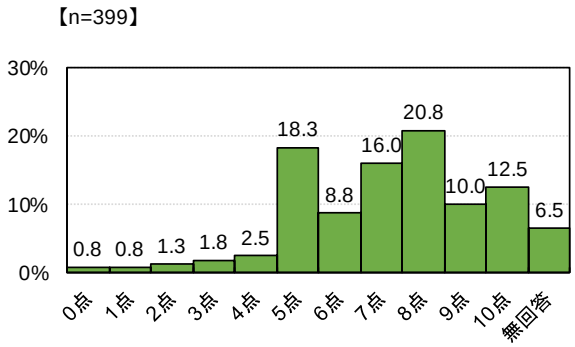

■現在の健康状態×幸福度

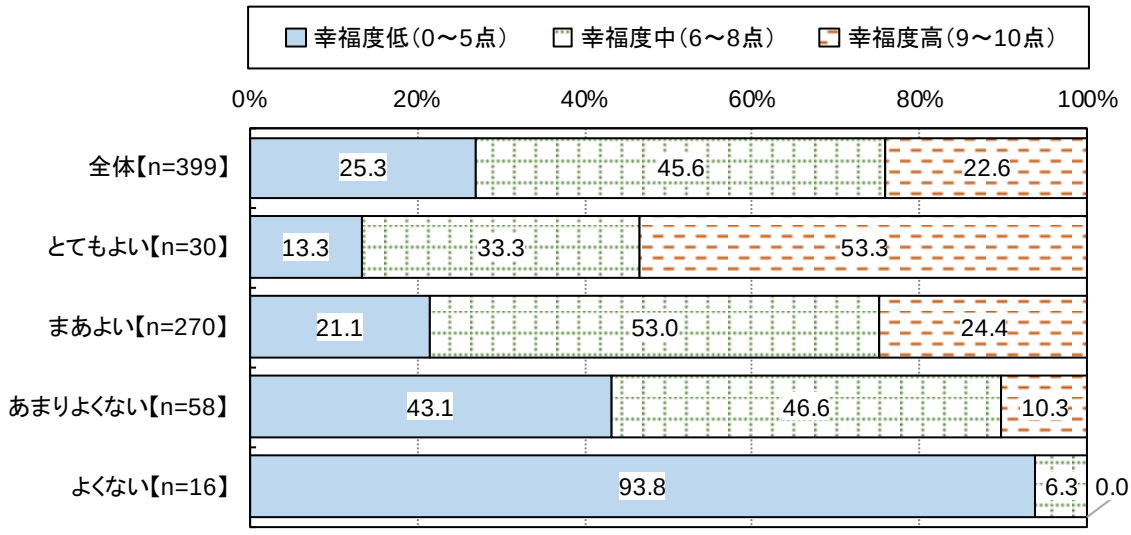

(5)認知症について

認知症に関する相談窓口を知っているかについて、「はい」(知っている)が 21.8%となっています。

認知症の症状がある又は家族に症状がある人がいるかについては、「はい」が 10.8%となっています。

■相談窓口の認知度

Q. 認知症に関する相談窓口を知っていますか(1つ)

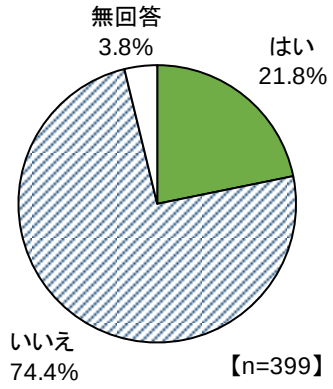

■認知症の症状

Q. 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか。(1つ)

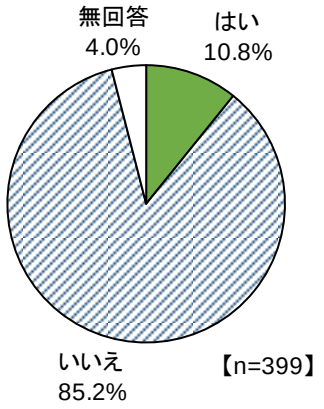

3　在宅介護実態調査

(1)在宅で介護を担っている家族や親族

家族や親族からの介護を受けている割合(週1日未満～ほぼ毎日)は 85.8%となっています。

主な介護者の年代は「60 代」以上が 69.0%を占めています。

また、介護を理由に主な介護者などが離職した割合は、全体では 6.5%ですが、介護度が高いほど離職割合が高くなっています。

■家族や親族からの介護

Q. ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか(1つ)

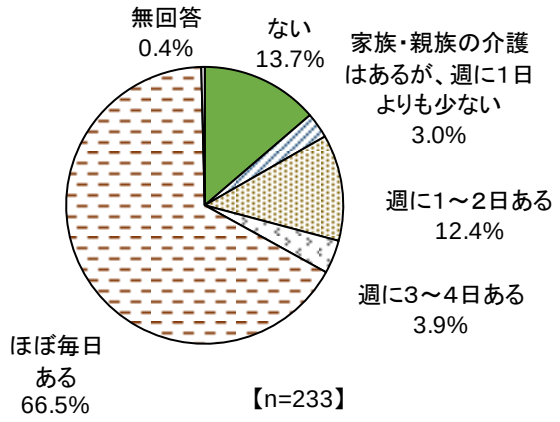

■主な介護者の年代

Q. 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください(1つ)

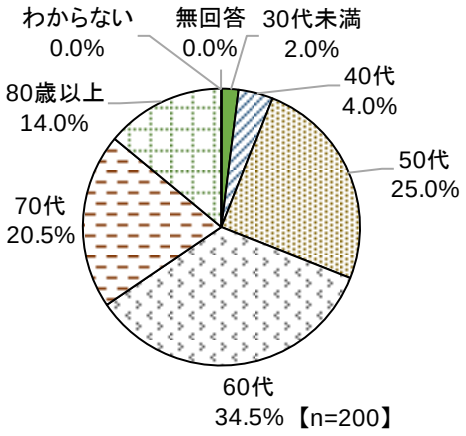

■介護を理由とした離職・転職

Q. ご家族やご親族の中で、ご本人(認定調査対象者)の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか(いくつでも)

	主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)	主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)	主な介護者が転職した	主な介護者以外の家族・親族が転職した	介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	わからない	無回答
全体【n=200】	5.5	1.0	1.5	0.0	90.5	0.5	1.0
要支援1-2【n=43】	0.0	0.0	0.0	0.0	97.7	0.0	2.3
要介護1-2【n=126】	6.3	0.8	1.6	0.0	89.7	0.8	0.8
要介護3-5【n=21】	4.8	4.8	4.8	0.0	85.7	0.0	0.0

（2）家族や親族による介護の状況

主な介護者が不安に感じる介護等については、全体では「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」が同率で 29.6%と最も多くなっています。以下、「屋内の移乗・移動」が 29.2%、「入浴・洗身」が 26.6%、「夜間の排泄」が 19.3%などとなっています。

要介護度別にみると、「認知症状への対応」や「夜間の排泄」や「入浴・洗身」など、直接的な介護を伴う項目が多く挙げられており、介護度が高くなるほど割合も高くなる傾向がみられます。

一方で、要支援では、22.4%が「不安に感じていることは、特にない」と回答しています。

■不安に感じる介護

Q. 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（いくつでも）

	外出の付き添い、送迎等	認知症状への対応	屋内の移乗・移動	入浴・洗身	夜間の排泄	日中の排泄	食事の準備（調理等）	衣服の着脱	その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）
全体【n=233】	29.6	29.6	29.2	26.6	19.3	18.9	14.2	11.2	10.3
要支援1-2【n=67】	32.8	7.5	13.4	13.4	7.5	4.5	6.0	7.5	9.0
要介護1-2【n=132】	28.8	37.9	34.8	34.1	22.7	21.2	19.7	12.9	12.1
要介護3-5【n=22】	27.3	40.9	31.8	22.7	40.9	45.5	4.5	13.6	9.1

	食事の介助（食べる時）	服薬	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	身だしなみ（洗顔・歯磨き等）	医療面での対応（経管栄養、ストーマ 等）	その他	不安に感じていることは、特にない	主な介護者に確認しないと、わからない	無回答
全体【n=233】	9.9	9.4	9.0	6.9	4.3	8.2	10.7	2.6	5.6
要支援1-2【n=67】	4.5	3.0	7.5	1.5	4.5	10.4	22.4	7.5	11.9
要介護1-2【n=132】	11.4	12.9	9.8	9.1	5.3	9.1	6.1	0.8	2.3
要介護3-5【n=22】	18.2	9.1	9.1	13.6	0.0	0.0	4.5	0.0	4.5

(3)仕事と介護の両立について

全体では、主な介護者のうち、「フルタイムで働いている」が 28.8%、「パートタイムで働いている」が 14.6%で、合計すると 43.4%が就労している状況です。介護度が高くなるほど、「働いていない」との回答が多くなっています。

主な介護者の仕事と介護の両立について、全体では、「続けていくのは、かなり難しい」が 2.0%、「続けていくのは、やや難しい」が 5.9%となっています。要介護1～5 において、継続困難との回答が多くなっています。

■主な介護者の勤務形態

Q 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください(1つ)

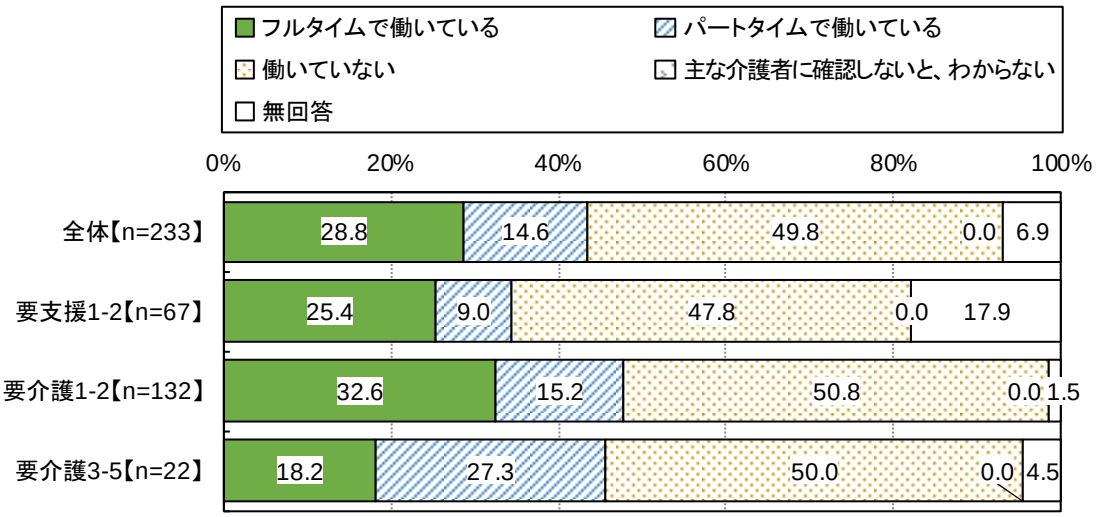

■主な介護者の仕事と介護の両立

Q 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか(1つ)

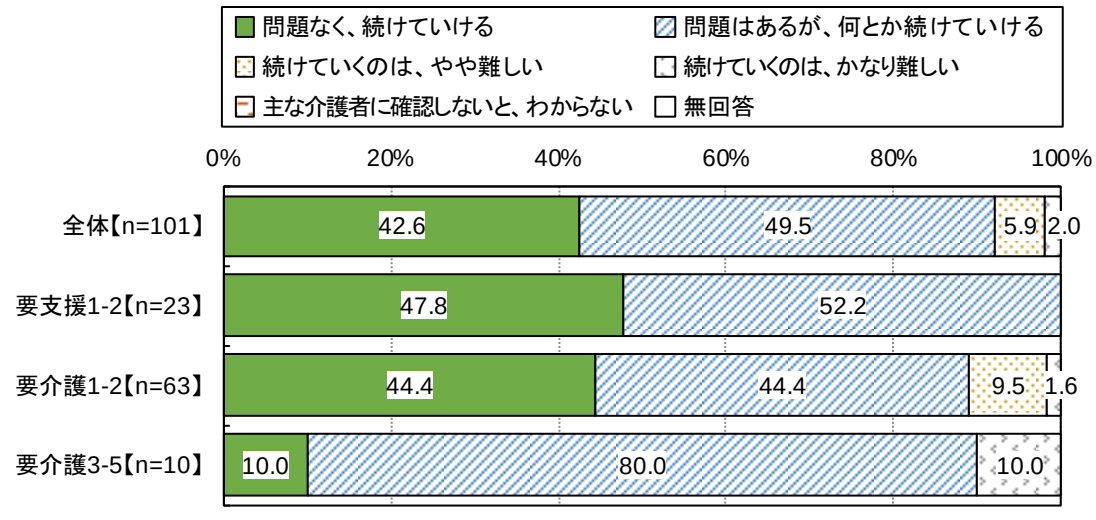

（4）施設等への入所・入居の検討状況について

施設等への入所・入居の検討状況について、全体では、「入所・入居は検討していない」が 82.8%となっており、「入所・入居を検討している」は 15.0%、「すでに入所・入居申し込みをしている」は 1.7%となっています。

要介護 3-5 において、「入所・入居を検討している」が 31.8%と比較的多くなっています。

■入所・入居の検討状況

Q　現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください（1つ）

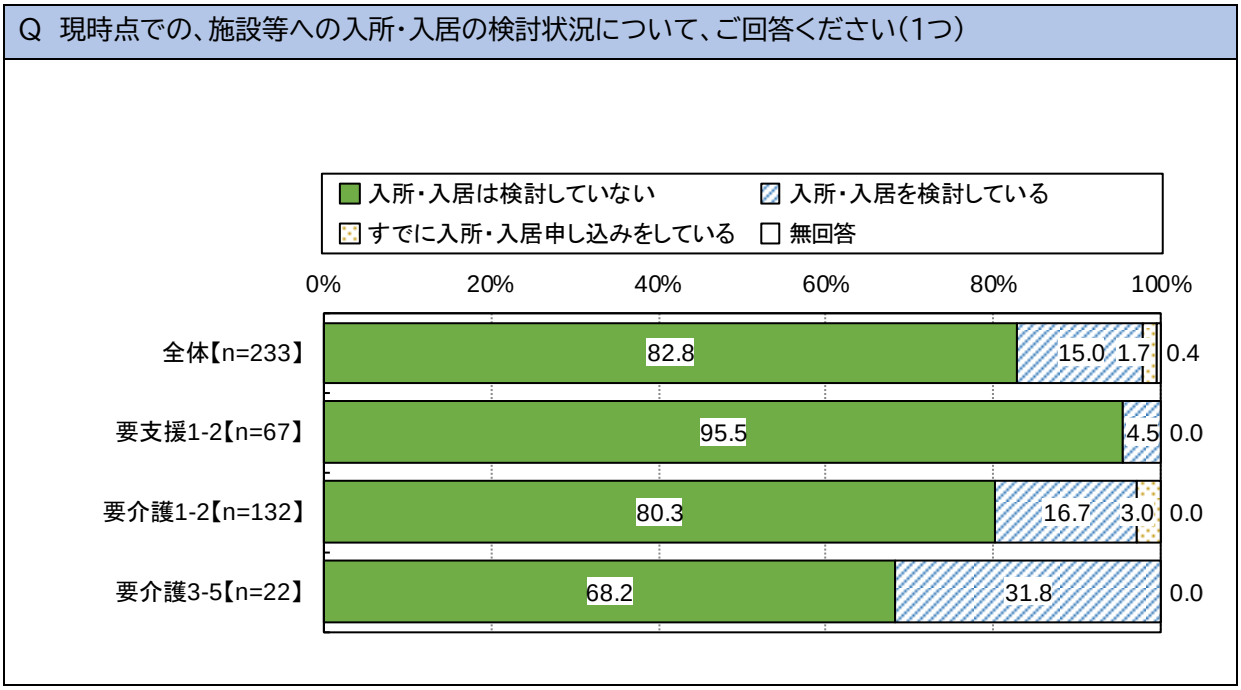

第5節　調査結果からみる主な課題

1　健康づくり・介護予防の充実

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による生活機能の低下リスクの該当状況は、要介護認定を受けていない高齢者では「認知機能」が49.5%、「うつ傾向」が43.3%、「転倒」が34.4%などとなっています。第8期計画時に比べてすべての項目でリスク該当の割合が高くなっており、新型コロナウイルス感染症の流行による不安と新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛などで高齢者の活動が減少していることが、少なからず影響していると考えられます。

そのため、さらなる高齢社会を迎えるにあたって、高齢になっても健康で元気な生活を続けることができるよう、身体機能の低下やうつ、閉じこもり予防など心身の機能低下を防ぐフレイル予防をはじめとした介護予防の取組を進めていく必要があります。健康状態の維持・改善においては、心身の機能低下により治療を必要とする高齢者を早期に適切な医療に繋げられるように、相談支援体制を強化することも重要です。

また、本町において介護予防のために地域で開催されている通いの場の周知と分かりやすい情報提供やICT等の活用を推進していく必要があります。

2　生きがいづくりと生涯活躍の場づくり

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、健康感と幸福感には関連性があり、健康状態が良いほど幸福感が高くなっています。

健康寿命を延伸するためにも、趣味などを通じて人と出会うことで社会的なつながりを持ち続けることが重要です。また、積極的に人と交流し社会参加することで、フレイル予防、介護予防にもつながります。

会・グループへの参加状況は、「収入のある仕事」が34.1%と高く、働くことに充実感や生きがいを感じている人が多いことがうかがえます。

培われた知識や技術を生かした社会活動への参加機会の提供が求められます。

３　地域における支援体制の充実

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、地域への参加状況は、「⑦町内会・自治会」が22.9%となっており、地域づくりの参加意向は、参加者としては48.1%、企画・運営者としては26.3%となっています。

地域活動への参加意欲を持った人に働きかけ、参加のきっかけづくりなど活動につながるよう支援を行うことで、地域活動に参加・参画する人を増やし、地域で必要な活動が充実するよう地域づくりの推進を図っていく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域において、公的な支援と民間の支援が一体となって高齢者の暮らしを支えていけるよう、地域住民や組織の主体的な活動を促進し、見守りや日常生活支援の体制づくりを推進していく必要があります。

４　包括的な相談支援体制の充実

高齢化が一層進む中で、制度や分野の枠にとらわれず、支え合い、助け合いながら暮らすことのできる、地域共生社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が59.1%、「友人」が44.1%、「別居の子ども」が34.1%と身近な人が多くなっていますが、家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手については、35.1%が「そのような人はいない」と回答しています。

今後、支援を必要とする高齢者世帯が増加していくことや、8050問題など問題が複雑化・複合化することが見込まれるため、地域での支え合いのしくみづくりを進めるとともに、地域包括支援センターなどの身近な相談窓口の周知と分かりやすい情報提供に努めていく必要があります。

さらに、誰一人取り残さないため、地域住民と行政などが協働し地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的に受け止め、相談者に寄り添い、適切な支援につなげる必要があります。

5　認知症施策の充実

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、本町の高齢者の「認知機能」の低下リスクの該当状況は49.5%を占めており、介護サービスや相談体制、早期のサポートなどが重点施策として求められている状況です。

また、在宅介護実態調査によると、主な介護者が不安に感じることとして、在宅要介護者においては「認知症状への対応」が29.6%と多くなっていることからも、認知症の予防や支援等の取組が重要となります。

認知症への取組では、認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月14日に成立しました。この法律では、認知症の人が尊厳を持ち、希望を持って暮らせる共生社会の実現や社会参加の機会の確保、意思決定の支援や権利利益の保護等が盛り込まれています。

今後も地域包括支援センターや医師会、事業者等と連携をより一層強め、認知症の早期発見、対応、認知症への理解を深めるための啓発活動、地域の見守り活動、家族介護者への支援に取り組む必要があります。

6　在宅医療・介護の連携の充実

認定者の8割は施設等への入所・入居を検討しておらず、今後も在宅で介護を受けながら生活することが基本となります。

疾病を抱えても、住み慣れた地域で生活を続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが重要です。

在宅医療と介護の連携は、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りなど、様々な局面で求められており、今後その役割はより一層高まることが想定されます。

そのため、地域における関係機関の連携体制の強化を図るとともに、広く町民に対して在宅医療・介護に関する知識の普及啓発や情報提供を推進していく必要があります。

7 家族介護者支援の充実

在宅介護実態調査によると、家族や親族からの介護を受けている割合（週1日未満～ほぼ毎日）は85.8%となっています。

また、主な介護者の年代は60代以上が69.0%を占めていることから、老老介護の状況にある家庭が多いことが想定されます。加えて、介護と子育てを両立するダブルケアの状況にある家庭やヤングケアラーなどの介護者も増加していくことも考えられます。

主な介護者が不安に感じることとして、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」が同率で29.6%と最も多く、以下、「屋内の移乗・移動」が29.2%、「入浴・洗身」が26.6%、「夜間の排泄」が19.3%などが多く挙げられており、そうした不安への実質的な支援による介護者の負担軽減が求められます。

さらに、主な介護者の43.4%が働きながら介護を担い、その大半が何らかの問題を抱えている中、7.9%が仕事と介護の両立を困難に感じており、介護離職を防ぐための支援の充実が求められます。

介護や子育ての疲れ、ストレスなどは、虐待の発生要因にもなることから、虐待を未然に防ぐためにも、不安や悩みなどに対して助言を行うなど、家族介護者への支援を充実する必要があります。

第3章　計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

第1節　基本理念

第二次ときがわ町総合振興計画では、将来像である「人と自然の優しさにふれるまち　ときがわ　～木の温もりと川のせせらぎを礎とした文化の創造～」を実現するため、高齢者福祉分野を含む基本政策として「あらゆる世代が安心して　いきいきと暮らせるまちづくり」を定めています。

また、基本政策を達成するための基本施策では、高齢者福祉及び障害者福祉を充実することで、「支え合い安心して暮らせる福祉を実現する」としており、この考え方は、「高齢者・障害者・子どもなど全ての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会（「地域共生社会」）の実現と共通します。

そのため、本計画は、これらの考え方を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

■第二次ときがわ町総合振興計画

【町の将来像】

人と自然の優しさにふれるまち　ときがわ

～木の温もりと川のせせらぎを礎とした文化の創造～

【基本政策Ⅳ】（高齢者福祉分野を含む基本政策）

あらゆる世代が安心して　いきいきと暮らせるまちづくり

基本施策⑧　支え合い安心して暮らせる福祉を実現する
○施策1　高齢者福祉の充実
○施策2　障がい者福祉の充実

地域共生社会の実現

第2節　基本的視点・重点事項

1　基本的視点

現在、町民の3人に1人が高齢者となる時期を迎えており、高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進するとともに、その中核的な基盤となる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みをより一層推進します。

■基本的視点

いつまでも安心して暮らせる　地域包括ケアシステムの構築

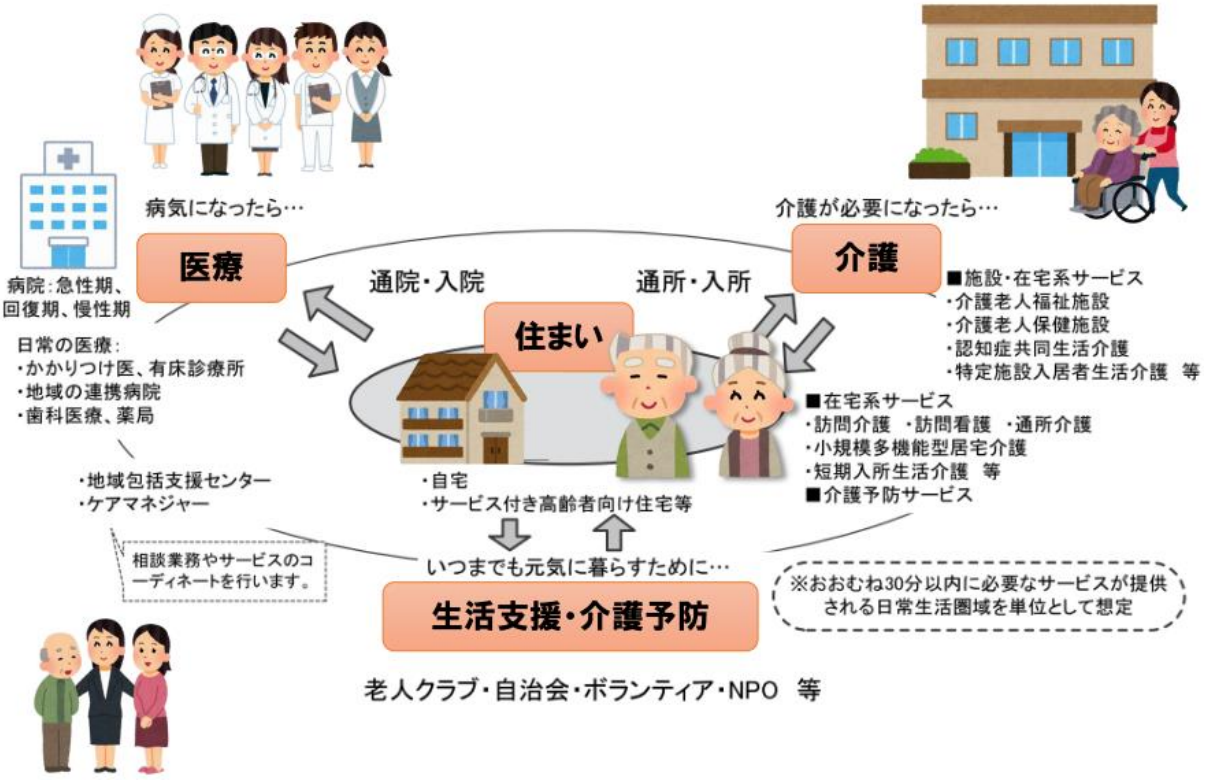

２ 重点事項

元気な高齢者をはじめ、地域住民が支える側として参加できる環境を整備するとともに、介護予防・重度化防止の取り組みを地域住民や事業者等と協働して推進し、地域で包括的・継続的に支援する「地域包括ケアシステム」を構築し、すべての町民がつながる「地域共生社会」の実現を目指します。

(1)社会参加・生きがいづくりの推進

人とのつながりや交流、趣味や生きがいは、うつや閉じこもりを予防し、高齢者が幸せに暮らしていく上で重要な要素であり、心身の健康や介護予防にも密接に関連します。

高齢者がいつまでもいきいきと暮らしていくために、生涯学習や文化活動の促進を図るとともに、地域における世代間交流を促進し、高齢者の生きがいや健康づくりにつなげます。

また、高齢者が地域社会を支える新たな担い手として活躍し、社会的な役割を持つことによって、生きがいを感じることができるよう、高齢者の持っている技能を社会において活かすために、就労支援の推進やボランティア活動の促進を図り、高齢者の社会参加を促していきます。

(2)在宅医療・介護連携の推進

慢性疾患を抱える高齢者や認知症高齢者の多くは、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持っており、在宅医療・介護が円滑に提供できる体制の構築が喫緊の課題です。

医療・介護の円滑な提供においては、近隣市町村及び医師会などの関係機関との連携も重要となり、関係機関において目指すべき医療・介護提供体制などの共有を図りながら事業を進めていきます。

事業の実施にあたっては、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりの構築や入退院連携などの取組みに加えて、近年課題となっている、看取りや認知症などへの対応に関する取組みを進め、更なる医療・介護連携の推進に努めます。

また、在宅で介護を受ける方が、安心して地域での生活を継続できるよう、負担軽減のための取組みを実施します。

（3）認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、多くの人にとって身近なものとなっています。

認知症施策については、これまで、認知症施策推進大綱（令和元年～7年）に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても地域で暮らすことができるよう、「予防」と「共生」を両輪として推進してきました。今後も令和4年の中間評価の結果を踏まえ、大綱に沿って認知症施策を推進します。

また、令和5年6月に「共生社会」の実現を推進するため、基本理念や国・地方公共団体等の責務、基本的施策等について定めた「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しましたので、今後国が策定する、認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ推進していきます。

（4）持続可能で質の高い介護サービスの充実

今後、単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症高齢者等の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、要介護者のニーズに合わせた在宅での通所・訪問サービス、施設や居住系のサービスの提供体制の確保を図るとともに、介護人材の育成・確保や介護サービスの質の向上、ICTの活用に努めます。

介護保険制度の活用により、介護が必要になっても、本人と家族が安心して暮らせるように各種サービスの充実を図ります。

また、持続可能な介護保険制度運営のため、要介護認定調査や認定審査会の適正な実施により、公正な要介護認定に努めるとともに、専門職と連携しながらサービス内容の効果的な点検を実施することで、利用者が真に必要とするサービスの提供に努め、介護給付の適正化を図ります。

（5）安心して暮らせる住まいの確保

高齢者とその家族が安全に安心して暮らしていくためには多様な福祉サービスや生活支援サービス等が必要であることから、保健、医療、介護、福祉の分野が連携しサービスや取り組みを充実するとともに、住まい、労働、交通、防犯、防災等の関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らしやすい環境づくりに努めます。

また、近年、災害や感染症への対応など、生活上の新たな課題が発生しており、高齢者が安心して生活することができるよう、関連計画を踏まえた取り組みを推進します。

第3節　将来推計

1　推計人口

本町の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法(同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法)により算出した推計人口をみると、本町の総人口は年々減少し、計画最終年の令和8年には9,890人となることが見込まれます。

65歳以上の高齢者人口は令和8年以降減少に転じ、また、年少人口と生産年齢人口が一貫して減少することに伴い、高齢化率は増加を続け、令和22(2040)年には51.8%に達する見通しです。

■ときがわ町の推計人口

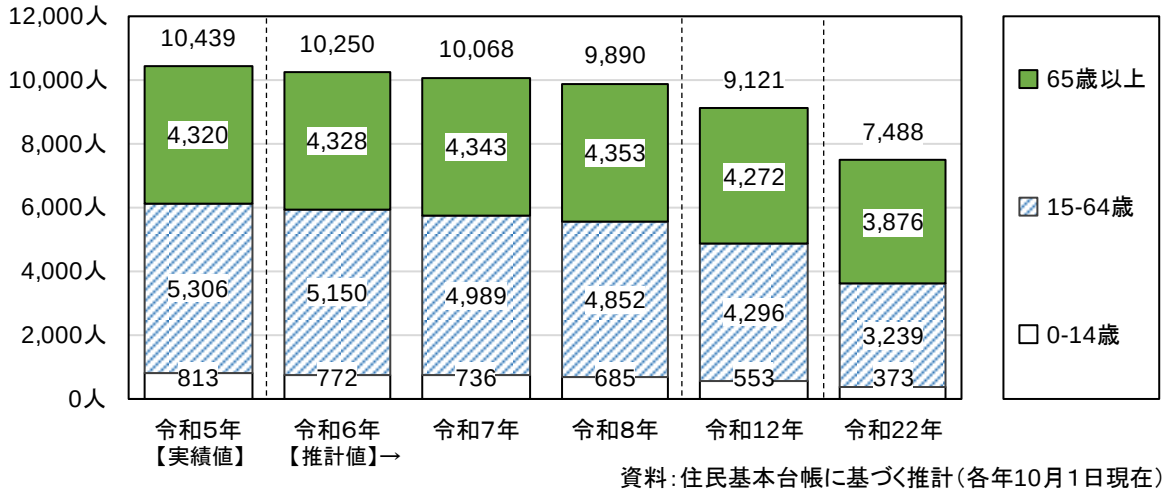

資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

■ときがわ町の推計人口（構成比）

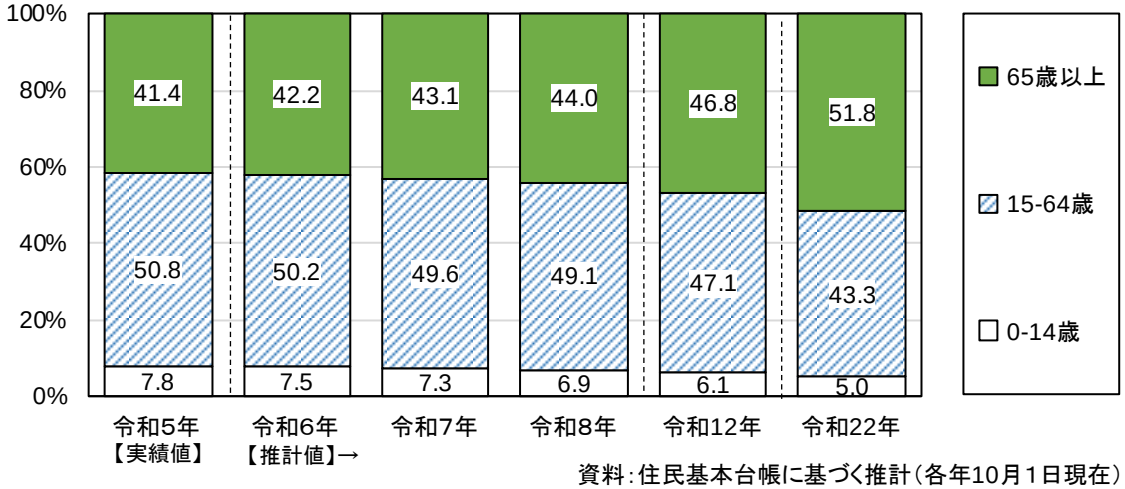

資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月1日現在）

２　高齢者人口の推計

本町の高齢者人口の推計をみると、65～74歳の高齢者は年々減少し、令和8年に2,000人を下回ることが見込まれます。

一方、75～84歳の高齢者は令和12年にピークを迎え1,772人となり、構成比は全体の41.5%となることが見込まれます。

85歳以上の高齢者は年々増加し、令和22年に1,000人を超え、構成比は全体の27.0%となることが見込まれます。

■ときがわ町の高齢者人口の推計

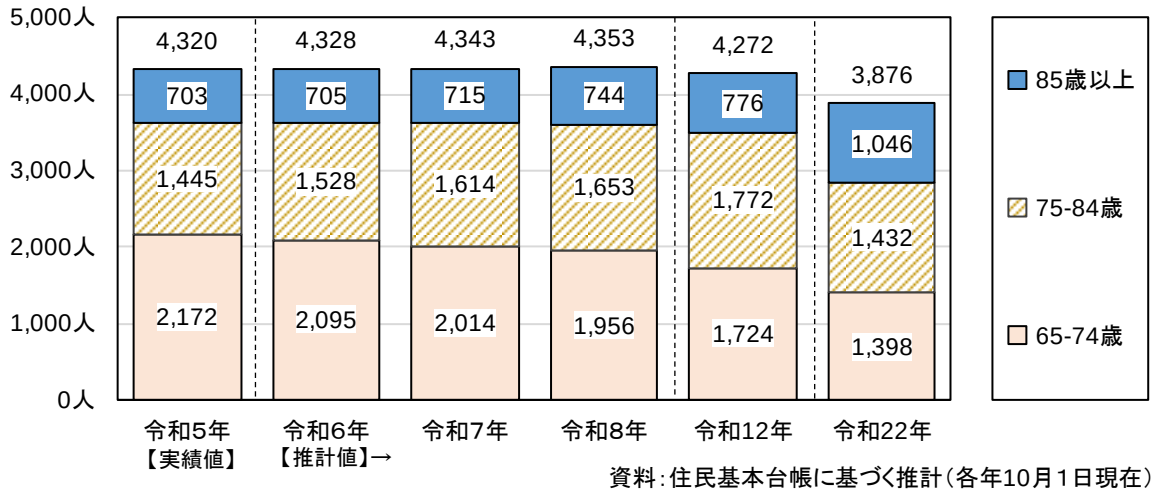

資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月１日現在）

■ときがわ町の高齢者人口の推計（構成比）

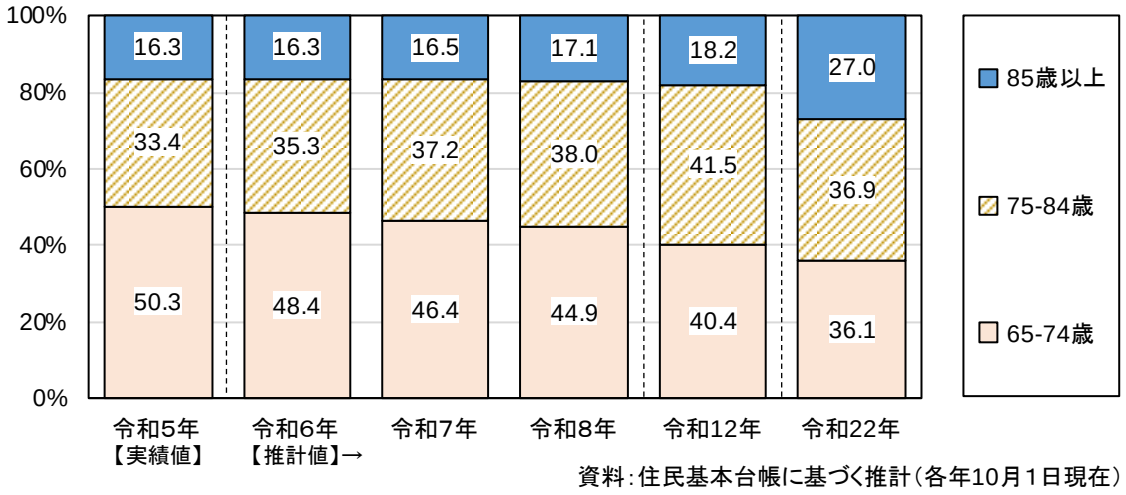

資料：住民基本台帳に基づく推計（各年10月１日現在）

3　要支援･要介護者数の推計

本町の要支援･要介護認定者数の推計をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和8年には746人となり、令和12年には806人、令和22年には894人となることが見込まれます。

■ときがわ町の要支援･要介護認定者数の推計

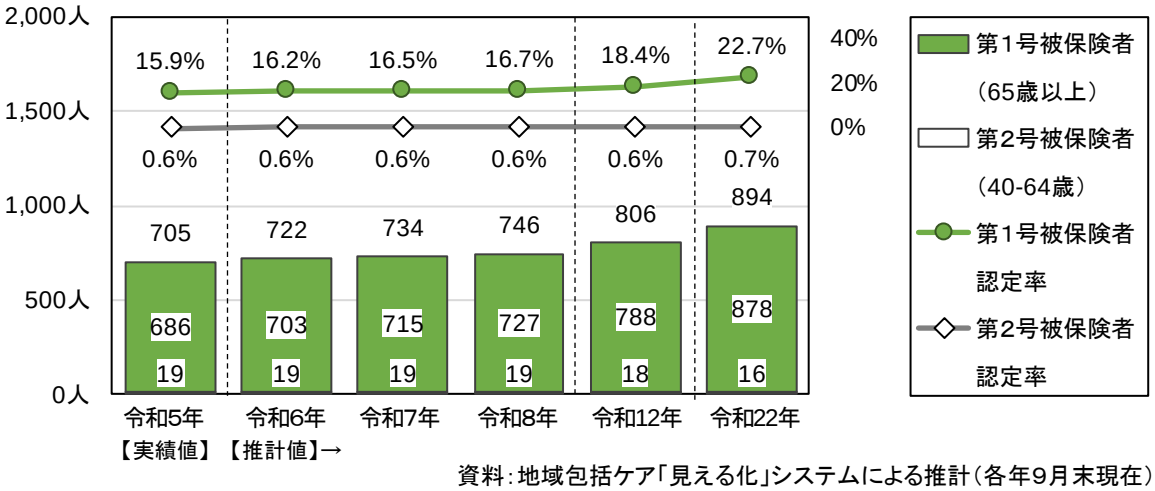

資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）

■ときがわ町の要支援･要介護認定者数の推計（要介護度別）（暫定値）

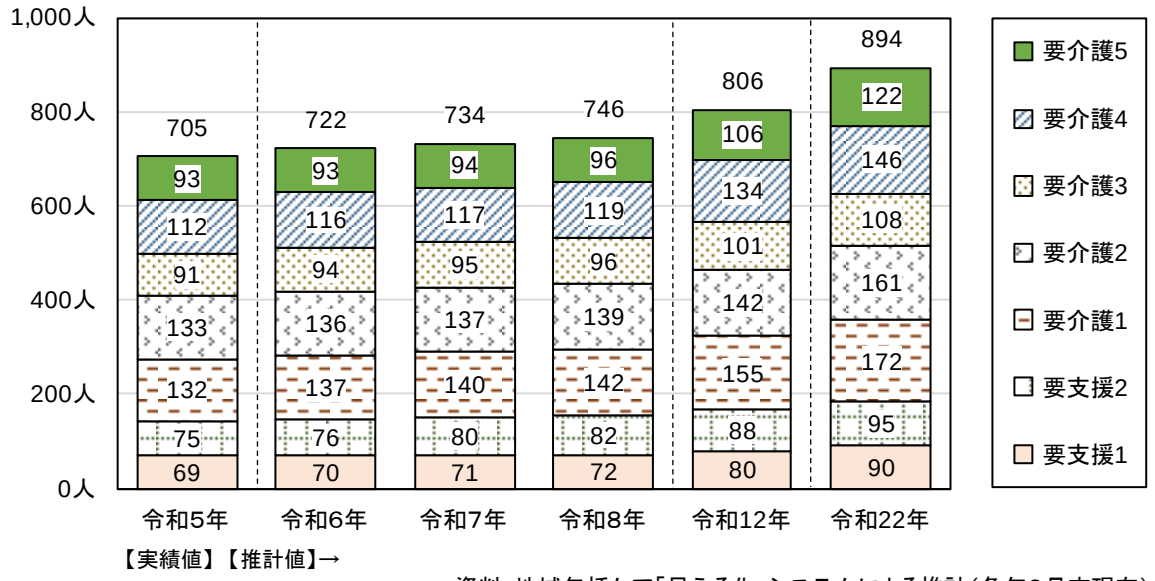

資料：地域包括ケア「見える化」システムによる推計（各年9月末現在）

４　認知症高齢者の推計

本町の認知症高齢者の推計（要支援・要介護認定者に対する認知症高齢者の割合を要支援・要介護認定者数の推計値に乗じて算定）をみると、年々増加を続け、計画最終年の令和8年に422人となり、令和22年には475人となることが見込まれます。

■ときがわ町の認知症高齢者の推計

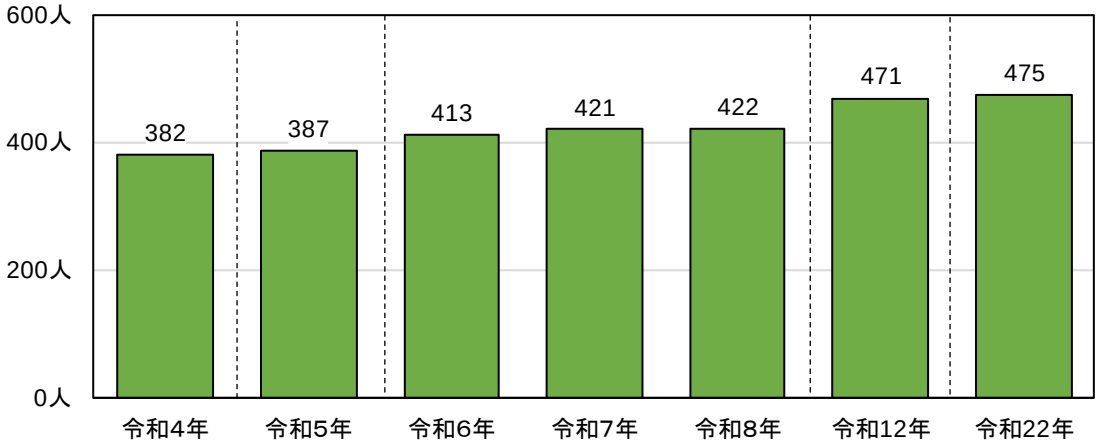

資料：地域包括ケア「見える化」システムを活用した推計（各年10月末）

第4節　日常生活圏域の設定

介護保険法による「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた身近な地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性に応じて設定し、その圏域毎に必要な介護サービスを提供する施設の整備とそのサービス見込量等を設定することが必要となります。

第8期介護保険事業計画までの日常生活圏域の設定にあたっては、人口、地理的条件、サービス提供の状況、施設の場所等を勘案し、町全体を1つの日常生活圏域として設定していました。

本計画においても、同様に検討した結果、これまでの人口等の諸条件に大きな変化がないことから、町全体を1つの日常生活圏域として設定し、地域包括支援センターを町直営による1か所として保健センター内に設置し、計画の施策・事業の推進を図ります。

【検討内容】

①国で示している地域包括支援センターの設置基準では、総人口3万人程度、高齢者人口6千人程度に1圏域を設置するとしていますが、本町の令和5年10月1日現在の総人口は10,439人、高齢者人口は4,320人となっています。

②地理的格差や日常生活の利便性などを考慮した場合、生活形態に大きな違いはみられません。

第4章　高齢者福祉施策の推進

第４章　高齢者福祉施策の推進

第1節　福祉事業

1　家族介護者支援手当支給

在宅で介護している家族をサポートすることを目的とし、要介護2以上で介護保険を連続して3ヶ月以上利用していない高齢者の家族介護者（ケアラー）に対して、「家族介護者支援手当」を支給します。

■家族介護者支援手当

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
支給人数（人）	11	6	2	6	6	6

2　家族介護慰労事業

家族介護者（ケアラー）の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護状態にある高齢者等の在宅生活の継続と向上を図ることを目的とし、要介護4以上で介護保険を1年間以上利用していない高齢者等の家族介護者（住民税非課税世帯）に対して、家族介護慰労金を支給します。

■家族介護慰労事業

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
支給人数（人）	2	1	0	1	1	1

3　紙おむつ給付事業

介護者の経済的負担を軽減することを図るとともに福祉の増進に資することを目的とし、排泄等の介護を常時必要とする要介護3以上の在宅の要介護者または心身障害児者に対して、紙おむつを給付します。

■紙おむつ支給（社会福祉協議会）

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
延べ利用者数（人）	623	558	560	600	600	600

4　高齢者火災警報器設置助成事業

高齢者の火災時の逃げ遅れを防止し、安全を確保することを目的とし、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯に対して、火災警報器の設置費用を助成します。

■高齢者火災警報器設置助成

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
助成人数（人）	4	4	4	4	4	4

5　寝具洗濯乾燥消毒助成事業

高齢者の保健衛生の向上と福祉の増進を目的とし、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯、家族介護者支援手当を受けている高齢者に対して、寝具の洗濯乾燥消毒の費用を助成します。

■寝具洗濯乾燥消毒助成

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
助成人数（人）	3	6	5	3	3	3

6　高齢者等配食サービス事業

高齢者の自立生活を支援するとともに、日常の安否を確認することを目的とし、ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯、家族介護者支援手当を受けている高齢者に対して、町が契約している事業者が自宅まで食事を配達します。

■高齢者等配食サービス

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
延べ利用者数（人）	595	541	600	600	600	600

7　高齢者等外食奨励事業

高齢者等を対象に、外食をする機会を増やし、引きこもりや低栄養状態の改善を図り、フレイル状態になることを予防するとともに、健康の維持向上及び福祉の増進を目的とし、外食や入浴した際の料金から500円を補助します。

■高齢者等外食奨励事業

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
延べ利用者数（人）	19,202	22,281	18,000	18,500	19,000	19,500

8　高齢者等移送サービス利用料金助成

高齢者等の日常生活の利便性の向上及び福祉の増進を目的とし、要介護認定及び要支援認定を受けた高齢者等を対象に、有償運送等の移送サービス1回の利用につき利用時間が1時間を超えた場合に、利用料金の一部を助成します。

■高齢者等移送サービス利用料金助成

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
延べ利用者数（人）	166	139	133	140	140	140

※令和4年度より事業所減のため、実績値が減少。

9　敬老金支給

高齢者に敬老の意を表するとともに、長寿を祝福することを目的とし、本町に1年以上居住し、該当年度内に満77歳、満88歳、満99歳を迎える高齢者に対し、敬老金を支給します。

■敬老金支給

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
支給人数（人）	209	203	242	330	340	350

10　長寿百歳祝金支給

百歳を迎えた高齢者に祝意を表すとともに、高齢者の福祉増進及び生きがい対策を目的とし、本町に10年以上居住し、百歳を迎えた高齢者に対し、祝金を支給します。

■長寿百歳祝金

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
支給人数（人）	2	7	5	13	11	12

11　徘徊高齢者見守りシール交付事業【新規】

高齢者の方が認知症の症状により行方不明となってしまった際の早期発見を目的に、QRコード付きのラベルシールを交付します。保護した方が服などに貼られたQRコードを読み取ることで伝言板を通じて個人情報を開示することなく家族の方は保護した方と連絡を取ることができます。

■長寿百歳祝金

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
支給人数（人）	1	0	1	1	1	1

第2節　施設福祉サービス

1　養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、在宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設です。

本町では、養護老人ホームは整備されていませんが、近隣市町の施設の利用により入居者の需要に対応します。

2　軽費老人ホーム

身体機能の低下、家庭環境、住宅事情等により、独立して生活することに不安がある高齢者が低料金で利用することができる施設です。

本町では、軽費老人ホームは整備されていませんが、近隣市町の施設の利用により入居者の需要に対応します。

3　有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

有料老人ホームは、老人福祉法に定められる居住施設の1つで、高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、その他の日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事、健康管理）を供与することを目的としています。

また、サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者住まい法において、高齢者生活支援サービスを提供することとしている賃貸住宅とされ、都道府県知事の登録を受けた住宅です。

本町では、住宅型有料老人ホームが1か所（定員5人）、介護付有料老人ホームが2か所（定員90人）設置されています。個人の尊厳が確保された生活及び介護離職ゼロの実現に向けて、これらの設置状況を把握するとともに、必要なサービス提供体制の確保に努めます。

■有料老人ホームの種類

住宅型有料老人ホーム：生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設
介護付有料老人ホーム：介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設
健康型有料老人ホーム：食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設

■町内の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
住宅型有料老人ホーム 入居定員総数（人）	5	5	5	5	5	5
介護付有料老人ホーム 入居定員総数（人）	90	90	90	90	90	90
健康型有料老人ホーム 入居定員総数（人）	0	0	0	0	0	0
サービス付き高齢者向け住宅 入居定員総数（人）	0	0	0	0	0	0

第3節　福祉のまちづくり

1　福祉意識の高揚

住民の福祉意識を高めるため、各種行事やイベント、学校における福祉教育、団体等の会合、広報紙や町ホームページ等により啓発活動を進めます。

2　福祉活動の促進

民生委員・児童委員協議会、愛育班、健康かわせみ会、社会福祉協議会、ボランティアセンター、特定非営利法人（NPO法人）など、住民による福祉活動を促進します。

(1)民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員協議会では、日頃の訪問活動を通じ、単身高齢者や高齢者世帯の見守り活動、相談業務や福祉事業の紹介などを行っています。

また、定例会での事例検討会を通じて、高齢者の困難事例の対応に当たっているほか、自主防災組織と連携して災害時避難行動要支援者への見守り活動を展開しています。

さらに、平成20（2008）年度から地域の高齢者が一堂に会する「ふれあいサロン」を開催しています。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度から令和4年度まで休止していましたが、令和5年度から再開し、地域の高齢者同士のつながりを密なものにしています。

■主な活動

・社会調査 ・歳末たすけ合い援護金配分会議 ・敬老祝い金配布	・交通事故防止呼びかけ運動 ・災害時避難行動要支援者の見守り活動 ・ふれあいサロンの開催

（2）愛育班

愛育班は、乳児から高齢者まで幅広い人々を対象とする健康づくりの地区組織として活動しており、受け持ち世帯へ声かけ訪問するとともに、声かけ内容や健康問題について話し合う等、分班長会議や愛育班だよりの編集・発行を行っています。

子育てサロンや地域ふれあい交流事業の取り組みでは、地域のつながりを深め、地域の健康づくりの担い手として大きな成果を上げています。

■主な活動

・受け持ち世帯への訪問	・研修会、視察研修
・子育てサロン（年5回）	・保健事業への協力
・地域ふれあい交流事業（7地区）	

（3）健康かわせみ会

健康かわせみ会では、会員相互の連携を密にし、「私達の健康は私達の手で協力して守る」ことを基本として、保健センターを拠点に自主活動の取り組み、各種事業への参加、高齢者の保健福祉事業に貢献しています。

■主な活動

・生活習慣病予防を目的とした事業
・介護予防を目的とした事業
・保健センター及び地域包括支援センター事業への協力、参加
・地域住民の健康づくりや介護予防のための事業

（4）社会福祉協議会

社会福祉協議会では、「地域ぐるみで支え合い安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域福祉活動の推進に取り組んでいます。

■主な活動

・ふれあいサロンの助成	・福祉有償運送事業
・緊急通報システム事業	・福祉資金貸付
・徘徊高齢者等探索システム事業	・紙おむつ給付事業
・車いす対応車両貸出事業	・共同募金配分事業
・日常生活用具（車いす等）貸出事業	・介護保険事業
・地域支え合いサポート事業	・ボランティア関係事業

３ 生きがい・社会参加の促進

高齢者の生きがいづくりや社会参加を進めるため、老人クラブ活動、シルバー人材センター、生涯学習活動など、自主的な活動を促進します。

高齢になっても地域や社会とのかかわりを維持し続けることで、社会からの孤立を防ぎ、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進につながり、結果的にその人の介護予防にもつながります。生きがいや役割を持って生活することができるよう、交流や活動機会等の居場所の確保を図るとともに、関係機関等と連携して様々な社会的な役割の提供に努めるなど、社会参加機会や高齢者の就業機会の拡大についての取り組みも促進します。

(1)老人クラブ連合会

老人クラブ連合会では、地域支援事業の更なる充実を図るため、65歳以上の会員の加入率の向上に努力するとともに、会員及び役員の研修や地域活動を通じて、単位老人クラブの運営強化と高齢者の社会奉仕活動を促進しています。

■主な活動

・独居老人・登下校児童等の見守り事業	・町内公共施設等の清掃事業
・生きがい対策事業	・各種大会・行事への参加
・健康増進事業	・新規加入の促進活動
・趣味活動の多様化推進	・福祉協力校が行う事業への協力
・世代間交流促進事業	

(2)シルバー人材センター

シルバー人材センターでは、基本理念を「会員による自主的・自立的運営」「共働・共助のもとで働く」とし、自ら培ってきた経験と能力を活かし、会員相互で協力しあい、仲間づくりや健康の維持、社会的あるいは経済的地位の向上を目指し、地域社会の活性化に寄与しています。

■主な活動

・普及啓発活動の推進	・労働者派遣事業
・就業機会の拡大	・有料職業紹介事業
・安全就業の推進	・会員親睦厚生事業

４ 地域の安心・安全づくりの推進

高齢者が安心して外出できるよう、高齢者等に配慮した公園や公共施設の整備、道路環境の整備や交通安全講習会等による交通安全対策を進めます。

また、「ときがわ町地域防災計画」や「ときがわ町新型インフルエンザ等対策行動計画」等の関連計画を踏まえ、地域における自主的な防災対策を進めるとともに、災害時及び新興感染症発生時における支援体制の強化を図ります。

災害や感染症発生時に向けて県や保健所、医療機関等との連携・協力体制を整備し、緊急時に適切な運用ができる仕組みを確保することに努めます。また、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務付けられているところ、町内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行います。

さらに、高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、防犯についての情報提供を行い、地域ぐるみで防犯活動を進めます。

５ 移動の利便性の確保

高齢者等の移動の利便性を確保するため、ときがわ町路線バス、ときがわ町乗合タクシーを運行するとともに、公共交通の利用が困難な方の移動を支援する移送サービス事業を進めます。

６ 高齢者虐待の防止

高齢者に対する虐待は、介護者の介護疲れやストレスの増大・経済的な問題等が複合的な要因となって発生しており、早期発見・早期対応することが重要です。また、高齢者の支援のみならず、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援も併せて行うことが求められます。高齢者に対する虐待の防止のため、広報による相談機関等の周知や、高齢者虐待に関する研修を行います。

また、高齢者虐待の発生予防から個別支援にいたる各段階において、関係機関と連携し、虐待のおそれのある高齢者及び養護者に対して、多面的な支援を行います。

さらに、虐待相談に対する支援と関係機関相互の情報交換、相互理解、連携を図るとともに、要介護者や施設従事者等による高齢者虐待防止に取り組みます。

第4節　保健事業の推進

令和2年に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されました。それにより、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、介護予防を進めるにあたっては、高齢者に対する保健事業と一体的に実施するよう努めるものとされています。

平成29（2017）年3月に策定し、令和5年3月に計画の見直しを行った「ときがわスモールチェンジプラン（ときがわ町健康増進・食育推進計画）」では、基本理念を「わずかなことから始めよう！スモールチェンジで健康長寿のまちづくり」と定め、計画の基本目標を、健康寿命の延伸、スモールチェンジへの取り組み割合の増加としています。さらに、基本方針として、生活習慣病の発症予防と重症化予防体制の構築に努めるとともに、「食べる」「歩く」「しゃべる」によるスモールチェンジ活動を、町民、団体・グループ、民間事業所、近隣大学・研究機関との協働により進め、自分の健康は自分で守るという意識の醸成に取り組んでいます。計画の基本理念に基づき、町民の健康づくりを支援するため、「食生活・栄養」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「たばこ・アルコール」「歯・口腔の健康」「健康管理と生活習慣病予防」の6つの項目に分け、それぞれに評価と課題の分析を行いながら計画を推進しています。

なお、スモールチェンジ活動とは、日常生活を大きく変えることなく、まずは目の前で実践できる健康行動に注目した活動です。日常生活の中でわずかにできることから始め、継続することで大きな変化につながるという考え方に基づいた取り組みです。

■高齢者への主な課題・取り組み

項目	高齢者を対象とする主な取り組み例
①食生活・栄養	集いの場等での管理栄養士による健康教育、介護予防教室での栄養講座、個別栄養相談
②身体活動・運動	介護予防教室の開催、集いの場等への体操講師の派遣、介護予防体操動画の配信
③休養・こころの健康	きずなカフェ、集いの場への活動支援、認知症サポーター養成講座、認知症カフェ、各種相談窓口の情報発信、高齢者訪問の実施
④たばこ・アルコール	喫煙、飲酒の健康への影響の啓発、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の情報提供
⑤歯・口腔	介護予防教室等における健康教育、8020 の表彰 集いの場等における歯科衛生士による健康教育、成人歯科健診
⑥健康管理と生活習慣病予防	各種健診の実施、情報提供

1　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施では、高齢者の心身の多様な課題に対応し、切れ目なく健康維持・フレイル予防に努め、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、医療保険者である埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、町の健康づくり事業・介護保険の地域支援事業・国民健康保険の保健事業と一体的に実施するものです。

高齢者の健康課題の分析を基に、各事業の担当者間や地域包括支援センター等の地域の関係者との連携により、事業対象者やその支援方法の情報共有、事業の実施会場となる通いの場の選定等を行い、一体的な事業の実施を図ります。

■高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

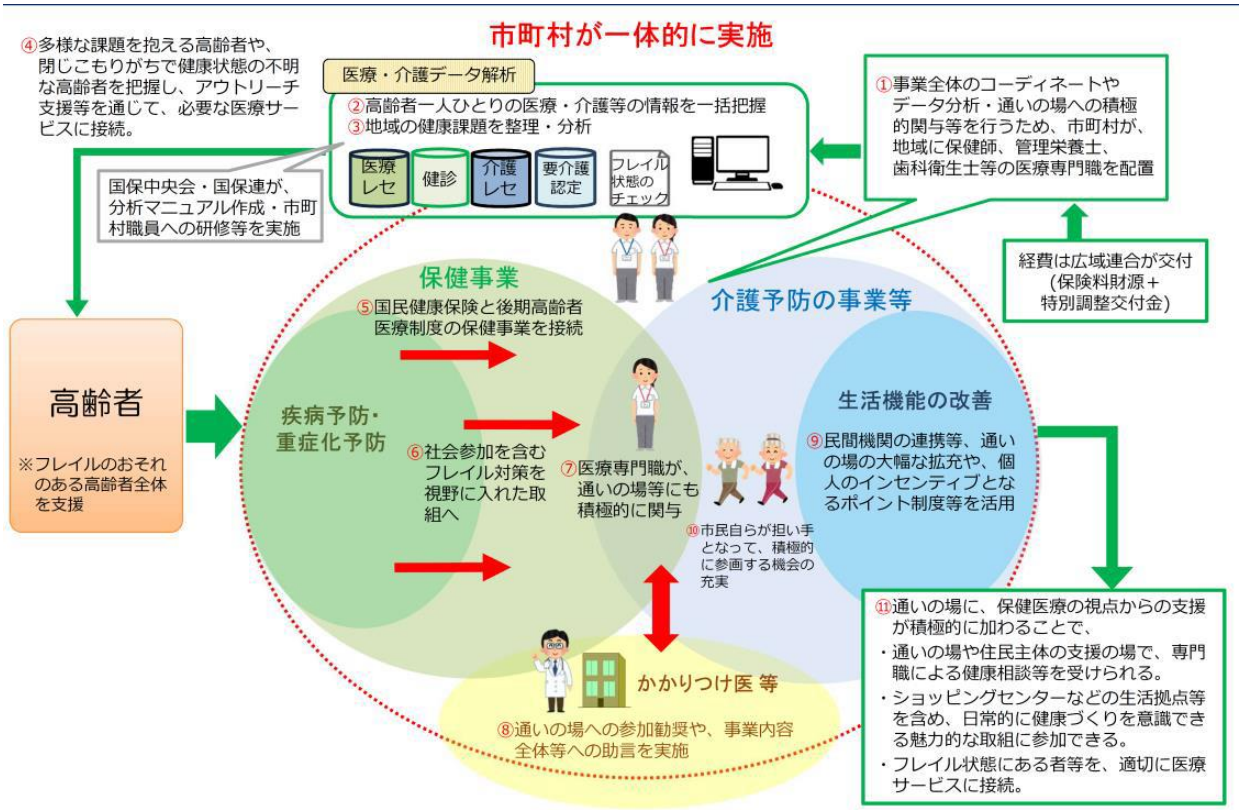

第5章　介護サービスの充実

第５章　介護サービスの充実

第1節　介護サービスの現状と今後の見込み

今後の見込みについては、介護離職ゼロ（介護と仕事を両立できるサービス基盤の整備）及び在宅医療からの追加的需要（介護サービスにおける受け皿の整備）への対応サービス分を見込んでいます。

また、中長期の視点に立った推計を行ったことから、令和12（2030）年度と令和22（2040）年度の見込値についても掲載します。

介護サービスの現状と今後の見込みは
令和6年１月時点の推計値となります。
今後の動向などで変更する場合があります。

1　居宅サービス

各サービスの利用量は、認定者数に比例して増加することが見込まれることから、町外の事業所も含め、利用者のニーズに応じたサービス提供及びサービスの充実・強化に努めます。

(1)訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯等の家事など日常生活の世話を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値（令和5は見込み）			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ回数（回）	11,682	11,371	9,997	11,756	11,890	12,296	12,479	13,231
	延べ人数（人）	690	612	564	696	708	732	756	828

(2)訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車等が自宅を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値（令和5は見込み）			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ回数（回）	373	378	398	385	385	427	427	482
	延べ人数（人）	102	96	96	96	96	108	108	120
予防給付	延べ回数（回）	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ人数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ回数(回)	4,517	3,977	4,410	4,760	4,760	4,894	4,986	5,341
	延べ人数(人)	477	446	528	540	540	552	564	612
予防給付	延べ回数(回)	445	859	600	1,024	1,024	1,024	1,128	1,232
	延べ人数(人)	56	112	96	132	132	132	144	156

(4)訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が自宅に訪問し、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ回数(回)	856	707	389	859	859	998	998	998
	延べ人数(人)	59	59	36	72	72	84	84	84
予防給付	延べ回数(回)	0	12	0	0	0	0	0	0
	延べ人数(人)	0	1	0	0	0	0	0	0

(5)居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理と指導、情報提供を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数(人)	614	623	720	756	768	780	804	888
予防給付	延べ人数(人)	11	29	48	48	48	48	60	60

(6)通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認、日常生活動作訓練等を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ回数(回)	12,471	12,642	14,501	15,902	16,166	16,421	17,281	18,918
	延べ人数(人)	1,184	1,226	1,392	1,500	1,524	1,548	1,632	1,788

(7)通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身の機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けるサービスです。

介護予防通所リハビリテーションでは、選択により、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムについても提供します。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ回数(回)	923	733	476	902	902	1,048	1,048	1,031
	延べ人数(人)	132	104	96	132	132	156	156	156
予防給付	延べ人数(人)	0	7	48	48	48	48	60	60

(8)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間宿泊し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ日数(日)	4,804	4,860	6,182	7,000	7,339	7,339	8,084	8,544
	延べ人数(人)	293	272	336	384	408	408	444	480
予防給付	延べ日数(日)	0	2	0	0	0	0	0	0
	延べ人数(人)	0	1	0	0	0	0	0	0

(9)短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間宿泊し、医学的管理のもとに看護や介護、機能訓練等を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ日数(日)	827	658	120	1,034	1,034	1,034	1,034	1,034
	延べ人数(人)	71	55	24	84	84	84	84	84
予防給付	延べ日数(日)	0	7	0	0	0	0	0	0
	延べ人数(人)	0	2	0	0	0	0	0	0

(10)福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。なお、利用者の状態からみて使用が想定しにくい福祉用具については、保険給付対象外となります。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数(人)	1,819	1,858	1,800	1,932	1,968	2,016	2,064	2,316
予防給付	延べ人数(人)	284	331	636	660	672	696	756	840

(11)特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具の購入費を支給するサービスです。なお、利用者の状態からみて使用が想定しにくい福祉用具については、保険給付対象外となります。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数(人)	41	27	36	48	48	48	48	48
予防給付	延べ人数(人)	4	6	24	24	24	24	24	36

(12)住宅改修費・介護予防住宅改修費

手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなどの住宅改修を行った場合、その費用の補助を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数(人)	27	11	24	24	24	24	24	24
予防給付	延べ人数(人)	12	9	36	36	36	36	60	60

(13)特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づく指定を受けた有料老人ホーム等で、一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数(人)	399	454	588	600	612	624	660	744
予防給付	延べ人数(人)	50	51	84	84	84	84	96	108

２ 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、ひとり暮らし高齢者及び認知症高齢者等の増加を踏まえ、要介護状態になっても可能な限り自宅や住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。原則としてその市町村の被保険者のみサービス利用が可能です。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護については、本計画にはサービス量を計上していませんが、今後も利用者ニーズの動向や事業者の参入意向を把握していくこととします。

(1)小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

入浴や排せつ、食事等の日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスです。施設等に通所することが中心となりますが、心身の状況や希望などに応じて、訪問や宿泊のサービスを組み合わせて利用することができ、どのサービスを利用しても「なじみの職員によるサービス」が受けられます。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数(人)	207	185	156	204	204	204	240	252
予防給付	延べ人数(人)	26	12	12	24	24	24	24	24

(2)認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定した認知症状態の要介護者が、5～9人の少人数で共同生活を送るもので、入浴や排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練等を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数(人)	365	345	384	324	324	324	324	324
予防給付	延べ人数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0

（3）地域密着型通所介護

より地域に密着した小規模なデイサービスセンター（利用定員18人以下）に通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認、日常生活動作訓練等を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値（令和5は見込み）			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ回数（回）	3,254	2,664	2,538	3,071	3,150	3,150	3,275	3,712
	延べ人数（人）	364	302	336	360	372	372	396	444

◎地域密着型サービスの必要利用定員総数

認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、必要定員総数を定めることが求められており、本町では、各サービスについて次のように見込みます。

区分＼年度	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
認知症対応型共同生活介護（人）	27	27	27	27	27
地域密着型特定施設入居者生活介護（人）	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人）	0	0	0	0	0

3 施設サービス

今後の見込については、要介護者の在宅生活の継続や介護離職防止等の観点から、必要な施設の整備や有効活用等を勘案して推計しています。

(1)介護老人福祉施設

常時介護を必要とする高齢者で、自宅での介護が困難な要介護者が入所します。入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活や療養の世話、機能訓練、健康管理を受けるサービスです。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数(人)	1,304	1,294	1,332	1,368	1,392	1,428	1,548	1,704

(2)介護老人保健施設

看護や医学的管理の下に、介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。居宅における生活への復帰を目指す施設で、原則として要介護者が入所対象者となります。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数(人)	314	274	348	348	360	372	408	456

(3)介護医療院

介護医療院は、慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

平成30(2018)年4月から新たに創設された施設で、介護保険法上の介護保険施設となりますが、医療法上は医療提供施設として位置づけられます。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値(令和5は見込み)			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数(人)	29	33	12	24	24	24	36	36

４ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援は、介護サービス等を適切に利用するため、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容等の計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供のために介護サービス事業者等との連絡調整を行います。

■実績値と見込値

区分＼年度		実績値（令和5は見込み）			見込値			中長期	
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和12	令和22
介護給付	延べ人数（人）	2,761	2,671	2,688	2,796	2,844	2,916	3,024	3,348
予防給付	延べ人数（人）	328	444	660	684	708	732	780	852

第2節　地域支援事業の現状と今後の見込み

1　介護予防・日常生活支援総合事業

平成29（2017）年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。本事業は、要支援者の多様なニーズに対して、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を実施します。

事業の対象者は、要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者（事業対象者）等とされています。

(1)介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス

要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

介護保険サービス事業所や民間事業所、社会福祉協議会等との連携を強化し、多様かつ柔軟なサービス提供について検討します。

■訪問型サービス

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数（人）	113	118	136	143	150	158

②通所型サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供します。

介護保険サービス事業所や民間事業所、社会福祉協議会等との連携を強化し、多様かつ柔軟なサービス提供について検討します。

■通所型サービス

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
利用者数（人）	335	391	398	438	482	530

③その他の生活支援サービス

要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りについて、今後も需要は増加することが見込まれることから、町の福祉事業とのバランスを取りながら、効果的に実施できるよう検討していきます。

④介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。

■介護予防ケアマネジメント

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
対象者数（人）	216	282	304	319	335	352

（2） 一般介護予防事業

一般介護予防事業では、住民運営の通いの場を充実させることで、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

なお、事業の実施にあたっては、生活支援コーディネーターや生涯学習課等との連携を図ります。

①介護予防把握事業

支援を要する者を把握するため、嘱託の保健師・看護師が通年で訪問活動をしています。

アセスメントの結果により必要と思われる方に、介護予防事業・地域の通いの場・各種サービス等の案内を行います。

情報提供の援助だけでは難しいケースは、地域包括支援センター職員が相談対応しています。

②介護予防普及啓発事業

「足腰らくらく教室（生活機能の低下がみられる方を対象とした運動教室）」、「脳の健康度テスト（認知症予防）」、「筋力アップ体操普及事業（自身で取り組む体操の普及」を中心に実施します。

■足腰らくらく教室

区分＼年度		実績値（令和5は見込み）			見込値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
玉川会場	開催回数（回）	0	12	12	11	11	11
	参加人数（人）	0	21	23	25	28	31
	延べ人数（人）	0	60	180	189	209	231
平会場	開催回数（回）	0	12	12	11	11	11
	参加人数（人）	0	12	14	15	17	19
	延べ人数（人）	0	54	120	165	187	209
保健センター※	開催回数（回）	0	12	12	11	11	11
	参加人数（人）	0	18	22	24	26	29
	延べ人数（人）	0	75	204	209	231	253

※令和4年度及び令和5年度は都幾川公民館にて実施

■脳の健康度テスト【認知症予防の講話・演習や認知機能検査（ファイブ・コグ）を実施】

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）	0	0	2	2	2	2
参加人数（人）	0	0	19	20	20	20
延べ人数（人）	0	0	38	40	40	40

■筋力アップ体操普及事業【新規】

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）			6	17	24	24
延べ人数（人）			80	190	260	260

■個別栄養相談【管理栄養士が訪問し、栄養改善に関する助言を行う（新規）】

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）		5	12	12	12	12
延べ人数（人）		9	22	22	22	22

■高齢者サロン「憩いの場」

【製作を中心に行う。令和4年度より体操講師による介護予防体操に内容を切り替えて実施。】

区分＼年度		実績値（令和5は見込み）			見込値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
憩いの場	開催回数（回）	0	11	11	11	11	11
	参加人数（人）	0	10	9	10	11	12
	延べ人数（人）	0	69	66	74	82	90

■はじめてフィットネス【運動制限のない方を対象とした運動教室。筋力トレーニングなどを実施。（新規）】

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）		8	8	8	8	8
参加人数（人）		18	17	20	20	20
延べ人数（人）		133	124	144	144	144

③地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等を養成する講座の開催や、ボランティア主催による各地区の集いの場への支援を行います。

■介護予防事業等でのボランティア活動者数

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
活動者数（人）	0	32	30	30	30	30

■ときがわボランティア「地域おたすけ隊」入門講座

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）	0	0	4	4	4	4
参加人数（人）	8	8	8	8	8	8
延べ人数（人）	36	36	32	32	32	32

■地域おたすけ隊　スキルアップ研修

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）	0	0	1	1	1	1
参加人数（人）	0	25	25	25	25	25
延べ人数（人）	0	30	25	25	25	25

■ボランティア主催による高齢者「集いの場」への支援【運動講師等派遣】

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
派遣回数（回）	0	36	67	84	84	84

④一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業を含め総合事業全体を評価し、事業全体の改善につなげます。

地域の特性を活かしながら各種事業を運営することが重要であることから、地域の実情を踏まえた評価指標とし、事業評価を実施することが重要であるとされています。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者が可能な限り、住み慣れた場所や自身が望む場所で暮らし続けることができるよう、地域における身近な場所で、リハビリテーション専門職による助言が得られる仕組みをつくっています。

訪問等により、本人・家族への助言を行うほか、医療機関・介護事業所職員に対する技術的な助言を行っています。

また、地域ケア個別会議において、ケアマネジャーに対し、リハビリテーション専門職の見地から要介護状態の維持・改善へ向けた助言を行っています。

■地域リハビリ相談

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）	6	6	6	6	6	6
延べ人数（人）	12	15	12	12	12	12

２ 包括的支援事業

(1)総合相談支援業務

介護予防把握事業と連携し、必要な支援につながっていない高齢者の把握を行うとともに、本人や家族、地域のネットワーク等（民生委員、近隣住民、ケアマネジャー、医療機関、社会福祉協議会、警察など）を通じた様々な経路からの相談に対して、電話、来所、訪問等による支援を行います。

また、独居高齢者、認知症、ターミナルケア、身寄りのない方への支援、サービスや医療につなげる援助が必要なケースへの対応等を行います。

さらに、後期高齢者の増加や8050問題、介護と育児のダブルケア等世帯の中に複数の課題・支援対応を必要とする相談が増加しており、高齢者が地域で自立した生活を支える拠点として地域包括支援センターの役割は年々増大しています。

高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、複雑化・複合化した課題を抱える世帯については、各分野の相談支援機関につなぎ、包括的な支援体制を構築し、協働により課題解決のための支援を行います。

■総合相談支援【地域包括支援センター職員による相談対応】

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
来所（件）	83	134	147	162	178	196
電話（件）	496	607	668	735	809	890
訪問（件）	189	516	542	569	597	627
合計（件）	768	1,257	1,357	1,466	1,584	1,713

■実態把握【嘱託職員による高齢者状況把握】

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
延べ人数（人）	153	313	360	360	360	360

■高齢者訪問活動連絡会【高齢者状況把握を担当する嘱託職員による連絡会。把握した事例の支援内容の検討、活動に資する情報の提供等。】

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）	4	4	4	4	4	4

(2)権利擁護業務

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対し、成年後見制度の説明や、申立にあたっての関係機関の紹介等を行います。

また、高齢者虐待事例や困難事例を把握した際には、福祉課や関係機関と連携し、必要な支援を行います。

■成年後見制度

区分＼年度	実績値(令和5は見込み)			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
相談件数(件)	0	0	1	1	1	1

※制度利用には至らないが、金銭管理の不安の相談は複数受けており、司法書士の委任契約につなげたケースもある。

■高齢者虐待対応

区分＼年度	実績値(令和5は見込み)			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
訪問活動(延・件)	10	1	5	5	5	5
来所面接(延・件)	6	0	5	5	5	5

(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネジャー連絡会議により、介護支援専門員のネットワークを構築するほか、ケアマネジメントの資質向上を図ります。

また、ケアマネジャーが抱える困難事例対応のための相談支援を行います。

■ケアマネジャー連絡会議【研修会及び地域ケア個別会議等】

区分＼年度	実績値(令和5は見込み)			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数(回)	0	7	7	7	7	7

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため未実施。

■日常相談業務【ケアマネジャーからの相談】

区分＼年度	実績値(令和5は見込み)			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
相談件数(件)	71	127	130	140	150	160

■日常相談業務【関係機関からの相談】

区分＼年度	実績値(令和5は見込み)			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
相談件数(件)	274	210	380	390	400	410

（4）地域ケア会議推進事業

地域ケア推進会議、地域ケア個別会議を開催し、個別課題、地域課題の検討を行います。

■地域ケア会議【地域ケア推進会議】

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）	0	0	1	1	1	1

■地域ケア会議【地域ケア個別会議】

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）	0	3	3	3	3	3

（5）在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協同・連携を推進することを目的とした。

比企地区では、9市町村で連携し、本事業を共同実施しています。

第9期計画でも、引き続き在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携が求められる4つの場面（①日常の療養支援、②入退院支援、③急変時の対応、④看取り）に沿った取組を進め、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築に向け、地域の医療や介護の多職種間において、さらに連携を深めるとともに、地域包括ケアシステムの強化を図ります。

また、多職種連携のための意見交換や研修会を開催し、顔の見える関係性の構築、スキルアップを図るとともに、適切な医療と介護の支援を受けることで、在宅で療養生活を継続できること、自分が望む人生の最終段階における医療・ケアについて前もって家族等と共有する取り組み（ACP）について、普及啓発を行います。

さらに、地域の実情に応じて取組内容の充実を図るとともに、PDCAサイクルに沿って取組を推進していきます。

【現状分析・課題抽出・施策立案】

①地域の医療・介護の資源の把握

②在宅医療・介護連携の課題の抽出

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

【対応策の実施】

④在宅医療・介護関係者に関する相談支援

⑤地域住民への普及啓発

⑥医療・介護関係者の情報共有の支援

⑦医療・介護関係者の研修

(6)認知症総合支援事業

誰もが認知症になりうることから、認知症の人やその家族が地域のよりよい環境の中で自分らしく暮らし続けるためには、地域の住民や事業者等が認知症について十分に理解し、認知症の人を支える気持ちを持つことが重要です。認知症の人の数は年々増加傾向にあるため、一人でも多くの町民が認知症の症状や認知症の人への対応方法を理解することが必要です。

本町では、認知症についての基礎知識やサービス、相談先等を網羅した認知症ケアパスを作成しています。また、認知症サポーター養成講座を実施しており、既に多くの町民が「認知症サポーター」として、地域で日常的な見守り活動に携わっています。

令和5年6月14日に認知症に関する法律「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症施策推進に関する基本理念と、国・地方公共団体・国民の責務が明確に示されました。認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえるとともに、認知症施策推進に関する基本理念に基づき、今後も地域包括支援センターや医療機関、事業者等が連携を一層強め、認知症への理解を深めるための啓発、地域の見守り活動等（地域づくり）に取り組む必要があります。

認知症の人をはじめ、社会から孤立しがちで支援を要する人を早期に発見し、適切な対応につなげる見守りネットワークが、地域住民・公共機関・民間事業者等の協力によって構築されています。今後もこれらの取組を推進して、町民の認知症に対する理解促進と見守り体制の充実を図ります。

また、若年性認知症の方への支援においては、埼玉県の若年性認知症支援コーディネーターと連携し、本人・家族からの相談内容に応じて、適切な医療機関へ接続するための支援のほか、活用可能な制度等の案内や、本人の社会参加の支援を行います。

①認知症初期集中支援チームの配置

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（認知症サポート医、医療専門職、福祉専門職）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援を行います。

②認知症地域支援推進員の配置

医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に配置し、認知症高齢者やその家族への支援体制の充実を図ります。

■認知症地域支援推進員の配置

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
配置人数（人）	3	3	3	3	3	3

③認知症カフェの開催

認知症になってもその人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で安心して尊厳のあるその人らしい暮らしを続けることができるよう、認知症の高齢者やその家族、専門職等が集う認知症カフェを開催し、交流機会や、気軽に専門職に相談できる場をつくり、本人・家族の不安軽減を図ります。

■認知症カフェ

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）	0	6	12	12	12	12

（7）生活支援体制整備事業

生活支援体制の整備にあたっては、本町が中心となり、地域住民や社会福祉協議会、シルバー人材センター、民間企業、ボランティア、社会福祉法人などの多様な主体によるサービス・支援が提供され、高齢者の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を図る必要があります。

①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

生活支援の担い手の養成や地域のネットワークの構築などを行う、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を平成28（2016）年10月からときがわ町社会福祉協議会に配置しており、身近な地域での支え合い活動の創出・活性化を図ります。

■生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
配置人数（人）	3	3	3	3	3	3

②協議体の設置

平成28（2016）年10月に協議体を設置しており、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進します。

協議体は、主に、福祉課高齢者福祉担当、地域包括支援センター、ときがわ町社会福祉協議会で構成されており、随時、検討課題に応じ必要なメンバーを招集できることとしています。

■協議体の開催

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）	5	5	9	9	9	9

3 任意事業

(1)介護給付等費用適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

第9期計画からの調整交付金の算定にあたっては、要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、ケアプラン等の点検（住宅改修等の点検含む）、縦覧点検・医療情報との突合といったいわゆる主要3事業について継続的に取組を行うことで、効果的な事業の実施を目指します。また、保険者機能を強化し、県からの権限移譲事務に対応するとともにサービス提供事業者への適切な指導を行うため、専門知識を持った職員の確保に努めます

①介護認定の適正化

要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査の内容について、町職員等が訪問または書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

■認定調査状況チェック

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
調査件数（件）	339	708	486	550	560	570

②ケアプラン等の点検

ア）ケアプランの点検

個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適していないサービス提供を改善するため、ケアプランチェックシートを活用し、「①明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達」「②自己点検シートによる介護支援専門員による自己チェック・保険者による評価」「③介護支援専門員への情報提供」などを一体的に実施します。

■ケアプランの点検

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施件数（件）	100	10	20	25	30	35

イ）住宅改修等の点検

受給者の身体の状態に不適切または不要な住宅改修を排除し、受給者の身体の状態に適した住宅改修を推進するため、住宅改修費支給事前申請書の提出を受け、住宅改修を施行する前に受給者宅の実態確認または工事見積書の点検を行うとともに、施工後も訪問調査を実施し、住宅改修の必要性や利用状況を確認します。

■住宅改修等の点検（着工前/着工後）

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施件数（件）	36/36	20/20	45/45	40/40	45/45	45/45

※令和2年3月より、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため訪問調査をせず、書類審査により実施。

ウ）福祉用具購入の点検

不適切または不要な福祉用具購入を排除し、受給者の身体の状態に適した福祉用具の利用を推進するため、福祉用具利用者等に対し訪問調査を実施し、福祉用具の必要性や利用状況を確認します。

■福祉用具購入の点検

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施件数（件）	43	34	40	40	40	40

※令和2年3月より、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため訪問調査をせず、書類審査により実施。

③医療情報との突合・縦覧点検

ア）縦覧点検

請求内容の誤りを早期に発見して適切に対処するため、毎月、国保連合会から提供される各種チェック一覧表等を活用し、点検を行います。

■縦覧点検

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施件数（件）	176	211	200	210	220	230

イ）医療情報との突合

給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を排除するため、毎月、国保連合会から提供される医療給付情報突合リストを活用し、点検を行います。

■医療情報との突合

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
実施件数（件）	325	340	345	350	360	370

④給付実績の活用

提供されたデータを、各適正化事業の実施に活用していきます。

（2）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な高齢者を支援します。身寄りがない等により、成年後見の申立てを行うことが難しい方は、町が申立てを行い、費用負担が困難な方には、申立て費用や後見人報酬等を補助します。

■成年後見制度利用支援事業

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
件数（人）	0	0	0	1	1	1

（3）認知症サポーター養成講座等の開催

認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を理解し、地域で温かく見守ることができるよう、ときがわ町社会福祉協議会との共催により、認知症サポーター養成講座を開催します。

また、より幅広い世代の方に、認知症に関する理解を深めてもらうため、小中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を継続的に実施します。

■認知症サポーター養成講座

区分＼年度	実績値（令和5は見込み）			見込値		
	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
開催回数（回）		2	2	2	3	3
参加人数（人）		20	20	40	50	50

第6章　介護保険事業費用の見込み

第６章　介護保険事業費用の見込み

第1節　サービス別給付費の推計

1　介護給付費

■介護給付費　　単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス			
訪問介護	40,554	41,078	42,393
訪問入浴介護	4,921	4,927	5,463
訪問看護	24,886	24,917	25,549
訪問リハビリテーション	2,644	2,647	3,083
居宅療養管理指導	10,125	10,322	10,485
通所介護	127,479	129,833	131,705
通所リハビリテーション	8,373	8,384	9,699
短期入所生活介護	59,697	62,372	62,372
短期入所療養介護	12,935	12,951	12,951
福祉用具貸与	28,239	28,699	29,524
特定福祉用具購入費	1,556	1,556	1,556
住宅改修費	1,936	1,936	1,936
特定施設入居者生活介護	114,361	116,531	119,000
居宅介護支援	36,088	36,730	37,735
地域密着型サービス			
小規模多機能型居宅介護	40,013	40,063	40,063
認知症対応型共同生活介護	84,158	84,265	84,265
地域密着型通所介護	24,239	24,686	24,686
施設サービス			
介護老人福祉施設	370,458	377,388	387,104
介護老人保健施設	112,877	117,343	121,703
介護医療院	8,312	8,322	8,322
介護給付費計(Ⅰ)	1,113,851	1,134,950	1,159,594

※端数処理の関係で合計があわないことがあります。以降同じ。

2 予防給付費

■予防給付費　　単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	3,267	3,271	3,271
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	647	648	648
介護予防通所リハビリテーション	1,931	1,933	1,933
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,292	4,385	4,541
特定介護予防福祉用具購入費	555	555	555
介護予防住宅改修	3,050	3,050	3,050
介護予防特定施設入居者生活介護	6,699	6,707	6,707
介護予防支援	3,305	3,424	3,541
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,575	1,577	1,577
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
予防給付費計(Ⅱ)	25,321	25,550	25,823

3 総給付費

■総給付費　　単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費【(Ⅰ)+(Ⅱ)】	1,139,172	1,160,500	1,185,417
介護給付費計(Ⅰ)	1,113,851	1,134,950	1,159,594
予防給付費推計(Ⅱ)	25,321	25,550	25,823

第2節　第1号被保険者保険料の算定

1　標準給付費見込額

本計画期間における各年度の標準給付費は次のとおりです。
3年間の合計額は、36億7937万円円となります。

■標準給付費　　単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費(a)	1,139,172	1,160,500	1,185,417	3,485,089
特定入所者介護サービス費等給付費(b)	37,710	38,386	39,013	115,109
高額介護サービス費等給付費(c)	22,630	23,039	23,416	69,085
高額医療合算介護サービス費等給付費(d)	2,783	2,830	2,876	8,489
算定対象審査支払手数料(e)	527	535	544	1,606
標準給付見込額(a+b+c+d+e)	1,202,822	1,225,290	1,251,266	3,679,378

2　地域支援事業費

本計画期間における各年度の地域支援事業費は次のとおりです。
3年間の合計額は、8510万円円となります。

■地域支援事業費　　単位:千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費(a)	20,078	20,479	20,889	61,446
包括的支援事業・任意事業費(b)	7,730	7,885	8,042	23,657
地域支援事業費(a+b)	27,808	28,364	28,931	85,103

３ 保険料の算定

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、審査支払手数料、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、地域支援事業に要する費用などから構成されます。

一方、事業費の財源は、国の負担金、県の負担金、町の負担金（一般会計繰入金）、国の調整交付金、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

（1）第9期計画の保険料

区分	金額
保険料収納必要額（a） （保険料率 23%、調整交付金見込額等の調整後）	1,035,024,929 円
準備基金取崩額（b）	113,300,000 円
準備基金取崩額充当後必要額（c=a-b）	921,724,929 円
保険料収納率 98.7%を勘案（d=c÷98.7%）	933,865,176 円
所得段階別加入割合補正後被保険者数で按分 【年額保険料】（e=d÷14,148 人）	**66,000 円**
【月額保険料】（e÷12）	**5,500 円**

(2)所得段階別保険料の見込み

各所得段階別の保険料は次のとおりです。

■所得段階別保険料

所得段階	対象者	負担割合	年額（円）	月額（円）
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.455	30,000	2,500
第2段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.685	45,200	3,767
第3段階	世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額×0.69	45,500	3,792
第4段階	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.90	59,400	4,950
第5段階	**本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超**	**基準額×1.00**	66,000	5,500
第6段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円未満	基準額×1.20	79,200	6,600
第7段階	本人が町民税課税かつ合計所得120万円以上210万円未満	基準額×1.30	85,800	7,150
第8段階	本人が町民税課税かつ合計所得210万円以上320万円未満	基準額×1.50	99,000	8,250
第9段階	本人が町民税課税かつ合計所得320万円以上420万円未満	基準額×1.70	112,200	9,350
第10段階	本人が町民税課税かつ合計所得420万円以上520万円未満	基準額×1.90	125,400	10,450
第11段階	本人が町民税課税かつ合計所得520万円以上620万円未満	基準額×2.10	138,600	11,550
第12段階	本人が町民税課税かつ合計所得620万円以上720万円未満	基準額×2.30	151,800	12,650
第13段階	本人が町民税課税かつ合計所得720万円以上	基準額×2.40	158,400	13,200

(3)将来的な保険料水準等の想定

令和12(2030)年度と令和22(2040)年度のサービスごとの給付費及び保険料水準は、次のとおり推計されます。

高齢化の進展により、保険料月額は今後も上昇することが見込まれており、中長期的な視野に立った、介護予防・重度化防止等の取り組みが重要となります。

なお、本計画策定時の推計値となっており、今後の高齢化等の状況を勘案し、次期計画策定までの間に再度推計を行うものとします。

■令和 12(2030)年の見込み　　単位:千円(保険料月額のみ円)

	介護給付	予防給付
居宅サービス		
訪問介護	43,018	－
訪問入浴介護	5,463	0
訪問看護	25,723	3,574
訪問リハビリテーション	3,083	0
居宅療養管理指導	10,941	810
通所介護	138,467	2,417
通所リハビリテーション	9,699	0
短期入所生活介護	68,676	0
短期入所療養介護	12,951	0
福祉用具貸与	29,835	4,915
特定福祉用具購入費	1,556	555
住宅改修費	1,936	5,143
特定施設入居者生活介護	125,888	7,808
地域密着型サービス		
小規模多機能型居宅介護	47,262	0
認知症対応型共同生活介護	84,265	1,577
地域密着型通所介護	25,581	0
施設サービス		
介護老人福祉施設	419,973	－
介護老人保健施設	133,305	－
介護医療院	12,075	－
居宅介護支援		
居宅介護支援	39,120	3,773
合計	1,238,817	30,572
総給付費		1,269,389
地域支援事業費		28,632
保険料月額		7,098 円

■令和 22(2040)年の見込み　　単位:千円(保険料月額のみ円)

	介護給付	予防給付
居宅サービス		
訪問介護	45,778	－
訪問入浴介護	6,184	0
訪問看護	27,321	3,877
訪問リハビリテーション	3,083	0
居宅療養管理指導	12,157	810
通所介護	150,354	2,417
通所リハビリテーション	9,279	0
短期入所生活介護	71,963	0
短期入所療養介護	12,951	0
福祉用具貸与	32,980	5,444
特定福祉用具購入費	1,556	833
住宅改修費	1,936	5,143
特定施設入居者生活介護	142,059	8,576
地域密着型サービス		
小規模多機能型居宅介護	48,708	0
認知症対応型共同生活介護	84,265	1,577
地域密着型通所介護	29,050	0
施設サービス		
介護老人福祉施設	463,611	－
介護老人保健施設	147,867	－
介護医療院	12,075	－
居宅介護支援		
居宅介護支援	42,832	4,123
合計	1,346,009	32,800
総給付費		1,378,809
地域支援事業費		27,816
保険料月額		7,641 円

第7章　計画の推進

第７章　計画の推進

第1節　計画の推進体制

1　高齢者世帯の継続的な状況把握

地域包括ケアの考え方である医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供するため、地域包括支援センターによる訪問活動、民生委員等の団体活動、サービス提供事業者、ケアマネジャー、医療機関等との連携により、支援が必要な高齢者世帯の継続的な状況把握に努め、適切なサービス提供を進めます。

2　地域住民等との協働の推進

(1)健康づくり、生きがいづくり活動の促進

住み慣れた地域で高齢者がいきいきと暮らせるよう、各地域の施設等を活用し、地域住民が主体となった通いの場や介護予防事業を進めるとともに、健康づくりや生きがいづくり、楽しみづくりに関連する活動を促進します。

(2)介護予防事業等への住民参加の促進

ときがわボランティア「地域おたすけ隊」や各団体と連携し、地域全体における健康意識や介護予防意識を高め、高齢者が主体的に介護予防事業等へ参加できるよう取り組みます。

また、認知症についての理解を深めるため、広報紙等による情報提供や講座等を開催します。

(3)介護保険サービス等の利用支援

介護保険サービスや福祉サービスを円滑に利用できるよう、民生委員や社会福祉協議会等との連携を進めるとともに、福祉課・地域包括支援センターの活動内容の普及に努め、各種サービス利用における支援体制の強化を図ります。

また、介護離職防止の観点から関係機関等と連携し、職場環境の改善に関する普及啓発等の取り組みについて検討していきます。

３ 介護保険制度の円滑な運営

サービス提供事業者、ケアマネジャーとの連携を進め、困難事例への対応、需要に応じた介護給付、予防給付サービスの提供、介護予防事業の提供、新たに創設されるサービスの提供など、サービス提供体制の強化に努めます。

また、介護給付適正化の取り組みが円滑に進められるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。

さらに、近年の災害の発生状況や新興感染症の流行を踏まえ、事業者や関係機関等と連携した支援体制の整備を図ります。

(1)適切な要支援・要介護認定の実施

要支援・要介護認定は、認定調査員の家庭訪問等による調査票と主治医の意見書により介護認定審査会で審査・認定します。

要支援・要介護認定の実施にあたっては、認定調査員一人ひとりに対して十分な研修・指導を行い、正確・公平な認定調査と審査会運営に努めるとともに、適切な助言及び指導を積極的に行います。また、「介護予防・日常生活支援総合事業」は、65 歳以上のすべての人を対象とした介護予防事業です。必ずしも要介護(要支援)認定を受けていなくても、自立に向けた一人ひとりの生活にあわせた柔軟なサービスを利用できるように体制を整備します。

(2)サービス提供事業者の情報開示の促進

利用者によるサービスの選択が適切に行えるよう、すべての介護サービス事業者に、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間などに関する情報の開示・公表が義務づけられています。

県では、事業者から報告されたサービス情報を年1回程度インターネットで公表しています。また、サービス情報のうち確認が必要なものについては訪問調査を行い、結果を公表情報に反映しています。主体である県、その他関係機関との連携強化を図り、サービス提供事業者の情報開示を徹底します。

(3)サービス従事者の質的向上の促進

介護サービスを提供する事業所に所属し、介護サービスに従事する者は、介護技術の向上に向けた様々な新しい知識や技術の習得に常に努める必要があります。

また、人員、設備及び運営に関する基準について、制度の周知を徹底していきます。

さらに、実地指導や利用者等から寄せられた意見等を踏まえ、必要に応じて監査を行うことにより、サービス従事者の質的向上の促進を図ります。

介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進については、国が示している事故報告様式を活用して、報告された事故情報を適切に分析、公表するとともに介護現場に対する指導や支援等の取組を行います。

また、介護施設従事者等による高齢者虐待を未然に防ぐ取り組みをします。

（4）集団指導・実地指導の実施

適切な介護保険事業運営の確保を目的とし、集団指導において居宅介護支援事業所に対し制度の最新情報の伝達や確認を行います。

また、実地指導において介護サービスの内容、人員・設備及び運営並びに介護報酬の請求に関する基準等について確認することにより、制度の適正化とよりよいケアの実現を図ります。

（5）情報提供・相談・苦情処理体制の強化

住民がより円滑に、よりよいサービスを利用することができるよう、介護保険制度における認定からサービス内容に関することまで、地域包括支援センターの総合相談業務と円滑に連携することで、重層的な相談体制を構築し、相談業務の充実を図ります。

苦情の内容や対応結果については、利用者、事業者ともに活用してもらえるよう、個人情報に配慮しながら共有を図ります。

（6）介護情報基盤の整備

デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備を進めます。

5　介護人材の確保・業務の効率化

令和22（2040）年を見据えて、必要なサービスの見込みを定めるとともに、サービス提供に必要となる介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上が求められており、人材確保及び人材定着のための支援を進めていく必要があります。

そのため、介護サービスを支える人材の確保に努めるとともに、ICTの活用や文書負担の軽減など業務の効率化及び質の向上に向けた支援を検討していきます。

（1）交流・情報交換等による人材定着

介護職員の定着支援に向けて、研修や交流等によりスキルアップや情報共有を図り、介護職員がやりがいをもって働き続けられる環境づくりを支援していきます。

（2）医療介護連携シートの活用による業務効率化

医療介護連携シート等の ICT の活用により、業務の効率化等を推進する中で、職員の負担軽減を図り、業務の質の向上や働き方改革を促進します。

（3）関係部署との連携による人材確保

県が実施する、離職した介護福祉士など潜在的有資格者の復職・再就職支援や、外国人介護人材や元気高齢者など多様な人材の活用などについて、県と連携し事業者への積極的な情報提供に努めます。関係部署等と連携し、介護の魅力や求人情報等の発信を行い、介護人材の安定的な確保を目指します。

４ 県との連携強化

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、今後必要となる介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県と連携してこれらの設置状況や未届けの有料老人ホーム等の情報収集及び情報提供に努めます。

また、業務の効率化の観点においても、県と連携しながら、手続きの簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を進めるなど、介護事業者及び自治体の業務効率化を推進します。

５ 計画の進行管理と事業の評価

事業の実施状況について関係会議に報告・協議し、事業が円滑に実施されるように努めます。

また、地域包括支援センターの事業については、地域包括支援センター運営協議会において、事業内容や事業成果等について検討を行います。

なお、評価にあたっては、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取り組みなどを推進するため、県の支援や助言を踏まえながら、地域包括ケア「見える化」システムや保険者機能強化推進交付金等の評価結果等を活用し、計画の見直し及び改善につなげます。

６ 介護保険における保険者機能の強化

地域ケア会議等における多職種連携や個別事例の検討、地域包括ケア「見える化システム」の活用等により、地域の特徴や課題を把握・分析するとともに、高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取り組みを検討するなど、保険者機能の強化に努めます。

（1）給付に関するチェック機能や政策評価機能の強化

保険者は、介護サービスが適正に給付されているかどうかを確認することが必要です。情報の分析・提供や政策評価の体制を強化します。

（2）事業所への立ち入り指導の実施

悪質な事業者による介護報酬の不正請求は、介護保険制度に対する被保険者の信頼を損なうとともに、介護保険財政の悪化の要因となりかねません。こうした不正請求等を根絶させるため、本市が事業者の指定・指導監督権限を有する地域密着型サービス事業所等に対して、必要に応じて事業所への立ち入りによる指導等を行います。

資料編

資料編

1 ときがわ町介護保険事業計画等策定委員会設置規則

平成 26 年 3 月 19 日
規則第 12 号

（趣旨）
第1条この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（平成 26 年ときがわ町条例第1号）第4条の規定に基づき、ときがわ町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第2条委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。
（委員）
第3条委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。
（1）知識経験のある者
（2）保健・医療・福祉に従事する者
（3）被保険者を代表する者
（4）費用負担関係者
（5）指定事業所を代表する者
（6）その他町長が特に必要と認める者
2 委員の任期は、委嘱の日から計画を策定し、町長への提言が終了するまでとする。
3 前項の規定にかかわらず、職名をもって委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。
（会長及び副会長）
第4条委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
（会議）
第5条委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
（議事録）
第6条議長は、議事録を作成しなければならない。
2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する2人の委員が署名押印しなければならない。
（庶務）
第7条委員会の庶務は、福祉課において処理する。
（委任）

第8条この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成 26 年4月1日から施行する。

2 ときがわ町介護保険事業計画等策定委員会(第9期計画)委員名簿

◎1号委員(知識経験者)

1	馬 場 眞美子	【社会福祉法人よし乃郷理事長】

◎2号委員(保健・医療・福祉従事者)

2	兒 嶋 弘 泰	【医師】
3	野 口 本 和	【ときがわ町社会福祉協議会副会長】
4	小 池 達 郎	【ときがわ町民生委員・児童委員協議会副会長】

◎3号委員(被保険者代表者)

5	西 澤 夫美子	【健康かわせみ会会長】
6	正 木 秀 雄	【ときがわ町老人クラブ連合会会長】
7	坂 本 牧 子	【公募委員】

◎4号委員(費用負担関係者)

8	村 田 朝 子	【ときがわ町国民健康保険運営協議会会長】
9	池 田 益 美	【ときがわ町商工会女性部部長】

◎5号委員(指定事業所代表者)

10	藤 村 孝 志	【株式会社彩香らんど代表取締役】
11	谷 香 織	【有限会社ひるま代表取締役】

3 策定経過

期日		内容
令和4年	5月～	○在宅介護実態調査（～令和5年4月）
令和5年	3月	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
	8月	○人口推計
	9月28日	○第1回ときがわ町第9期介護保険事業計画等策定委員会 (1)介護保険制度改正について (2)計画の基本方針について (3)日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果について (4)介護保険事業等の状況について
	9月～10月	○現状把握 ○給付実績・事業実績集計
	11月30日	○第2回ときがわ町第9期介護保険事業計画等策定委員会 (1)各事業の実施状況について (2)介護保険サービス見込量の推計について
	11月～12月	○介護保険サービス見込量の推計 ○介護保険料の算定
令和6年	1月25日	○第3回ときがわ町第9期介護保険事業計画等策定委員会 (1)高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について (2)今後の予定について
	2月6日～ 3月6日	○パブリックコメント実施
	3月	○計画書印刷

ときがわ町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
【令和6年度～令和8年度】

発　行　ときがわ町
発行年　令和6年3月
編　集　ときがわ町福祉課

〒355-0395 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川 2490
Tel 0493-65-1521／Fax 0493-65-3796
URL　http://www.town.tokigawa.lg.jp/